熊本県文化財整備報告　第３集

肥後古代の森　風土記の丘

１９９５
熊本県教育委員会

このマークは、肥後古代の森のシンボルマークとして盾・武人・大刀を図案化したもので、道路標識やパンフレット等に活用しています。

熊本県文化財整備報告　第 3 集

肥後古代の森　風土記の丘

整備事業報告書

整備後写真

装飾古墳館及び実習棟

肥後古代の森山鹿地区

整備後写真

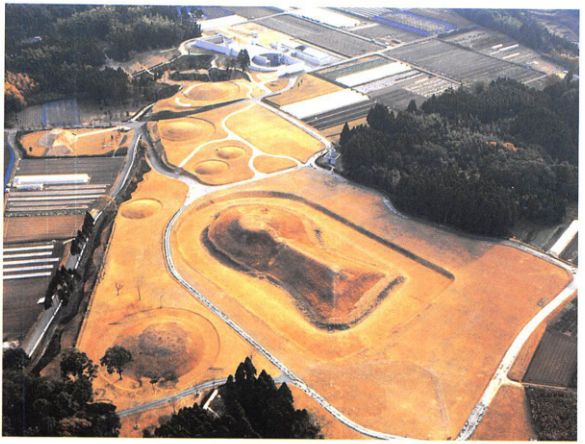

肥後古代の森鹿央地区

肥後古代の森菊水地区

整備前写真

肥後古代の森山鹿地区

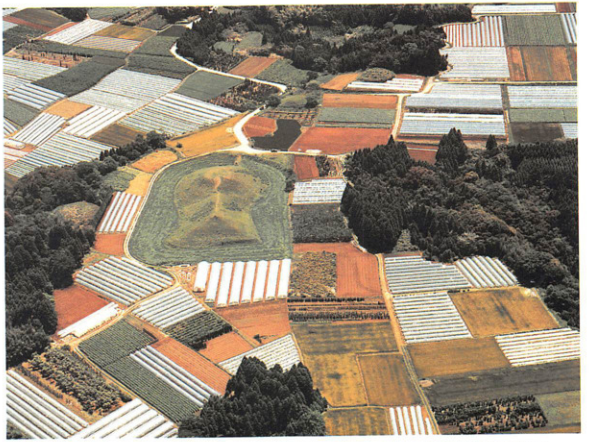

肥後古代の森鹿央地区

整備前写真

肥後古代の森菊水地区

序　　文

熊本県北部に位置する菊池川流域には、江田船山古墳、双子塚古墳などの著名な文化財のほか、全国一を誇る数多くの装飾古墳が分布しています。

全国には装飾古墳が480余基ありますがそのうち本県には約４割の186基が分布し、更に菊池川流域では、全国の四分の一を占める122基の装飾古墳を数えることができます。

このようなことから本県では、文化庁が全国的に進めてきた「風土記の丘」を菊池川流域に設置することとし、同流域の山鹿市、鹿央町、菊水町の３地区で整備事業を進めてきました。

３地区は、位置的には、各々離れておりますが、菊池川及び装飾古墳文化という大きな流れの中で地理的・歴史的に結ばれた地域であり各地区ごとの特色を生かしながら装飾古墳を中心として一体的な普及活用を図ることとしております。

主な事業としては、古墳群の修復整備のほか、特に装飾古墳については、普及活用を図るため、内部見学を可能とする各種の施設・設備を整備しました。

さらに遺跡周辺では、本県の古代文化を理解する一助として、様々な周辺整備事業も実施しております。

古墳時代後期ごろ墳丘上に立てたもので「石人・石馬」と総称される各種石製品の複製品を野外展示した「石人の丘」、装飾文様が描かれた横穴墓の一部を複製し野外展示した「古代の森」、縄文時代及び当時の人々の生活が散策しながら見学できる「縄文のむら」がその主なものです。

平成４年４月には、３地区の中核施設となる県立装飾古墳館が鹿央地区にオープンしましたが、あわせて本県の整備事業名を「肥後古代の森」として決定しました。

装飾古墳館では、各種の装飾古墳関係資料の展示や立体映像の上映等により、本県の古代文化をわかりやすく解説しております。

なお、平成６年12月には、集団学習や体験実習の充実を図るための実習棟が隣接地に完成したところであり、学校教育、生涯学習でのさまざまな活用が期待されます。

事業を進めるにあたっては、文化庁、東京・奈良国立文化財研究所、山鹿市、鹿央町、菊水町のほか県議会議員古閑三博氏をはじめ関係各位の多大な御指導、御協力をいただきました。

ここに厚くお礼を申し上げます。

平成７年３月31日

熊本県教育長　東　坂　　力

例　　言

1　本書は肥後古代の森整備事業の報告書である。

2　編集にあたっては、本工事の実施設計図書、発掘調査資料その他の関連する文献を参考とした。

3　図については、発掘調査時の実測図及び本工事設計図・施工図を掲載した。

4　写真は、発掘調査及び工事竣工後の主要なものを掲載した。

5　本書は昭和58年度までは、3地区共通のものとして執筆し、工事に着手した昭和59年度以降は、地区別、事業別にまとめた。

6　本書の編集にあたっては、次の機関より資料提供を得た。記して謝意を表します。

山鹿市教育委員会
鹿央町教育委員会
菊水町教育委員会

7　本書の作成及び編集は、県立装飾古墳館、山鹿市、鹿央町、菊水町の協力を得て熊本県教育庁文化課で行い、主として木下、中村が担当したが一部、隈、桑原の協力を得た。

本 文 目 次

写真図版

序文
例言
第１章　肥後古代の森全体概要…… 1
第１節　地理的環境…… 1
第２節　歴史的環境…… 2
第３節　整備事業略史…… 4
第４節　肥後古代の森３地区概要…… 4
第５節　肥後古代の森整備事業費等…… 5
第６節　肥後古代の森主要文化財・施設等…… 7
第２章　整備事業に至る経緯…… 10
第１節　風土記の丘整備構想…… 10
第２節　県内基礎調査…… 10
第３節　整備用地の決定及び風土記の丘運営協議会発足…… 11
第４節　基本構想策定及び発掘調査（清原・岩原古墳群）等…… 12
第５節　基本計画策定及び史跡追加指定（　〃　）…… 12
第６節　用地購入着手…… 13
第３章　県立装飾古墳館（肥後古代の森資料館）概要…… 14
第１節　資料館建設の経緯…… 14
第２節　資料館準備室の設置…… 14
第３節　施設概要…… 15
第４章　肥後古代の森（山鹿編）…… 18
第１節　山鹿地区概要…… 18
第２節　オブサン古墳整備事業…… 19
第３節　古代の森整備事業…… 21
第４節　古墳の森整備事業…… 22
第５節　チブサン古墳整備事業…… 23
第６節　環境整備事業…… 26
第５章　肥後古代の森（鹿央編）…… 28
第１節　鹿央地区概要…… 28
第２節　岩原古墳群整備事業…… 29
第３節　横山古墳復原事業…… 31
第４節　環境整備事業…… 33

第６章　肥後古代の森（菊水編）…… 36
第１節　菊水地区概要…… 36
第２節　石人の丘整備事業…… 37
第３節　旧境家住宅保存修理事業…… 38
第４節　江田船山古墳整備事業…… 39
第５節　虚空蔵塚古墳整備事業…… 43
第６節　塚坊主古墳整備事業…… 44
第７節　縄文のむら整備事業…… 48
第８節　環境整備事業…… 54
第７章　肥後古代の森広域整備事業…… 55
第８章　総括（まとめ）…… 56
資料編…… 57

図　目　次

第１図　肥後古代の森３地区位置図……　1
第２図　全国装飾古墳分布状況……　2
第３図　装飾古墳分布図……　3
第４図　県立装飾古墳館及び実習棟施設概要…　17
第５図　山鹿地区平面図……　18
第６図　オブサン古墳発掘調査図……　20
第７図　オブサン古墳復原図……　20
第８図　古代の森整備平面図……　21
第９図　チブサン古墳整備平面図……　24
第10図　チブサン古墳発掘調査図……　25
第11図　古墳の森等整備平面図……　27
第12図　鹿央地区平面図……　28
第13図　岩原古墳群整備平面図……　29
第14図　寒原古墳発掘調査図……　30
第15図　馬不向古墳発掘調査図……　30
第16図　下原古墳発掘調査図……　30
第17図　横山古墳発掘調査図……　31
第18図　横山古墳石室実測図……　32
第19図　横山古墳整備平面図……　32
第20図　装飾古墳館・駐車場連絡園路図……　34
第21図　菊水地区平面図……　36
第22図　石人の丘整備平面図……　37
第23図　京塚古墳発掘調査図……　38
第24図　旧境家住宅竣工正面図……　39
第25図　旧境家住宅竣工背面図……　39
第26図　江田船山古墳石棺実測図……　40
第27図　江田船山古墳発掘調査図……　41
第28図　江田船山古墳整備平面図……　42
第29図　虚空蔵塚古墳発掘調査図……　43
第30図　虚空蔵塚古墳整備平面図……　43
第31図　塚坊主古墳発掘調査図……　45
第32図　塚坊主古墳石室展開図……　46
第33図　塚坊主古墳整備平面図……　46
第34図　縄文のむら整備平面図……　49
第35図　縄文のむら復原住居図……　50
第36図　縄文のむら骨組復原住居図……　51
第37図　縄文のむら吊橋図……　52

表　目　次

第１表　整備事業費一覧……　5
第２表　整備面積一覧……　6
第３表　県有地購入状況……　6
第４表　山鹿地区主要文化財・施設等……　7
第５表　鹿央地区主要文化財・施設等……　8
第６表　菊水地区主要文化財・施設等……　9
第７表　展示横穴墓等一覧……　21
第８表　展示石人・石馬一覧……　37

写　真　目　次

1　県立装飾古墳館及び実習棟……　15
2　装飾古墳館装飾古墳室……　16
3　弁慶ケ穴古墳装飾文様……　16
4　千金甲古墳装飾文様……　16
5　小田良古墳装飾文様……　16
6　装飾古墳館イマジネーションホール……　16
7　実習棟集団学習室……　16
8　オブサン古墳整備後全景……　19
9　オブサン古墳説明施設……　19
10　古代の森（鍋田27号横穴墓）……　22
11　古代の森（石貫ナギノ８号横穴墓）……　22
12　古墳の森（方形周溝墓）……　22
13　古墳の森（石棺）……　22
14　チブサン古墳説明施設……　23
15　チブサン古墳整備後全景……　24
16　古代への道……　26
17　石人モニュメント……　26
18　岩原古墳群整備後全景……　29
19　横山古墳（発掘調査時）……　33
20　横山古墳復原後全景……　33
21　横山古墳石屋形装飾文様……　33
22　装飾古墳館・駐車場連絡園路……　34
23　装飾古墳館と石人モニュメント……　35
24　岩原横穴墓群……　35
25　装飾古墳館駐車場……　35
26　石人の丘全景……　38

27　石人の丘展示石人・石馬…… 38
28　旧境家住宅…… 39
29　江田船山古墳整備後全景…… 42
30　虚空蔵塚古墳整備後全景…… 44
31　塚坊主古墳整備後全景…… 47
32　塚坊主古墳石室装飾文様…… 47
33　縄文のむら（復原住居、縄文人石像）…… 53
34　縄文のむら（若園貝塚貝層展示施設）…… 53
35　縄文のむら吊橋（縄文橋）…… 53
36　菊水地区総合解説広場…… 54
37　菊水地区駐車場…… 54
38　道路標識（国道３号線設置）…… 55
39　道路標識（県道玉名山鹿線設置）…… 55
40　肥後古代の森案内板…… 55

第１章　肥後古代の森全体概要

第１節　地理的環境

「肥後古代の森」は熊本県北部の菊池川流域に位置している。菊池川は、その源を阿蘇の深葉山に発し多くの支川を合わせながら、菊池市、山鹿市、玉名市を経て有明海に注ぐ流域面積996ｋｍ²、県北最大の河川である。

「肥後古代の森」は、熊本市を中心として15km～30km圏域に包含されるが、行政区分としては山鹿市、鹿央町、菊水町の３地区に分かれており、各地区の位置関係は、菊池川を挟んで各々5km～15kmの距離である。

県内外から各地区への主要動線としては、山鹿・鹿央地区が国道３号線及び325号線また、菊水地区は九州縦貫自動車道であり、各地区とも交通条件には恵まれている。

３地区間の連絡については、県道玉名・山鹿線が主要な動線である。

流域内の産業は、農業が中心であるが、多くの温泉と共に、重要な遺跡が数多く分布し、観光資源として流域経済の一翼を担っている。

第１図　肥後古代の森３地区位置図

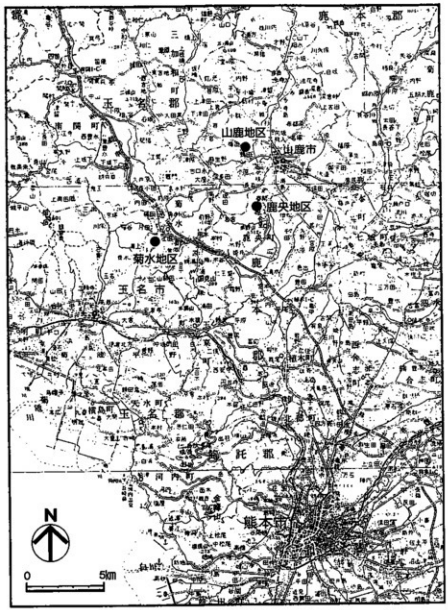

第２節　歴史的環境

菊池川流域には、装飾古墳を始め、数多くの遺跡が分布しており本県を代表する文化財の宝庫である。同流域では弥生時代末期から古墳時代初頭にかけて方保田東原遺跡（山鹿市）、諏訪原遺跡（菊水町）などの大集落が形成される。古墳時代前期には、竪穴式石室を有する竜王山古墳（山鹿市）を始め、津袋大塚古墳（鹿本町）、持松塚原古墳（鹿央町）、大久保石棺（菊水町）などの舟形石棺が出現するが、舟形石棺は、菊池川流域以外では、数例しかない特異な石棺の形式である。

５世紀には中流域で双子塚古墳（鹿央町）、清原古墳群（菊水町）など大形の前方後円墳が築造される。

岩原古墳群の主墳双子塚古墳は、県下最大級の前方後円墳であり、また、清原古墳群の江田船山古墳は、多数の国宝を出土したことで有名である。

江田船山古墳が築造された頃、装飾古墳文化が発生し、やがて県下全域に展開していくが特に菊池川流域には、全国の約25%の装飾古墳が集中し、装飾古墳文化のベルト地帯となっている。

また、阿蘇凝灰岩の崖面を利用した横穴墓は、６世紀以降急速に増加し、装飾文様は横穴墓へと受け継がれていく。菊池川流域は、横穴墓の全国有数の密集地帯でもある。

長岩横穴墓群（山鹿市）、岩原横穴墓群（鹿央町）、瀬戸口横穴墓群（七城町）などは、100基を超える大群集横穴墓群であり、その他にも多数の横穴墓群が分布している。

６世紀前半には、石人・石馬が出現し、筑紫国造磐井との関連で重要である。

以上のように菊池川流域における古代文化を特色づけるものは、舟形石棺、装飾古墳、石人・石馬、横穴墓群の文化といえる。

中世から近世にかけては、菊池川の水運が盛んであり、菊池川に面する各地は河口の高瀬湊（玉名市）を基点とした水運の主要な舞台となっていた。

第２図　全国装飾古墳分布状況

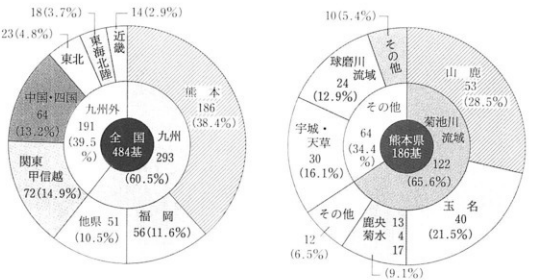

第３図　装飾古墳分布図

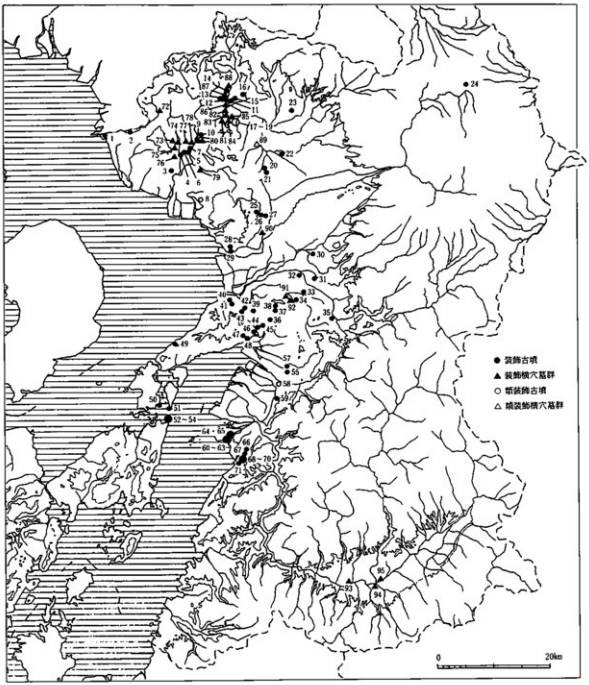

1四ツ山　2三ノ宮　3大原９号　4大坊　5永安寺東　6永安寺西　7馬出　8経塚　9塚坊主　10江田穴観音　11臼塚　12チブサン　13オブサン　14馬塚　15弁慶ガ穴　16御盥塚　17持松塚原　18持松３号　19浦大聞４号　20横山　21石川山４号　22石立　23袈裟尾高塚　24上御倉　25釜尾　26宮尾　27藤荷山　28千金甲１号　29千金甲２号　30井寺　31今城大塚32坂本　33甚九郎山　34石之室　35中都　36学賀岳　37洞野　38晩免　39字土城石垣の古墳石材　40梅崎　41城塚　42東畑　43仮又　44鴨間　45不知火塚原１号　46国越　47柱原１号　48柱原２号　49小田良　50長砂遅　51広浦　52大戸鼻北53大戸鼻南　54大戸鼻　55大野窟　56大野（位置不明）　57竜北高塚　58大王山　59門前２号　60大鼠蔵尾張宮　61大鼠蔵東麓１号　62大鼠蔵東北麓２号　63大鼠蔵西北麓２号　64小鼠蔵１号　65小鼠蔵２号　66五反田　67長迫　68田川内１号　69田川内２号　70田川内３号　71竹ノ内　72今村岩の下　73石貫穴観音　74石貫ナギノ　75石貫古城　76原　77横畠78城迫間　79田崎　80長力・北原　81小原浦田　82小原大塚　83長岩　84岩原　85桜ノ上　86鍋田　87付城　88城　89宮穴　90古城　91御領　92牛頸　93大村　94京ガ峠　95小原

第３節　整備事業略史

「肥後古代の森」は、当初、文化庁の「風土記の丘」構想に基づき着手した事業である。

「風土記の丘」は、昭和41年度に設置要項が制定され、宮崎県、埼玉県、和歌山県等がいち早く事業に着手した。文化庁の設置要項では、その目的を次のように定めている。

（目的）各地方における伝統ある歴史的・風土的特性をあらわす古墳・城跡などの遺跡等が多く存在する地域の広域保存と環境整備を図り、あわせてこの地域に地方文化の所産としての歴史資料・考古資料・民俗資料を収蔵・展示するための資料館の設置等を行い、もってこれらの遺跡及び資料等の一体的な保存及び普及活用を図ることを目的とする。

本県では、昭和40年代から風土記の丘設置について内部検討を進めてきたが、県議会での質疑、市町村からの建設陳情等もあり、最終的には昭和53年度の６月県議会知事答弁により、翌昭和54年度から基礎調査に着手することになった。

このことにより、本県の風土記の丘設置事業が正式にスタートし、昭和63年度までの10年間、

（仮称）「熊本県菊池川流域風土記の丘」として、国指定文化財は国庫補助事業、県指定文化財及び周辺環境整備は単県事業として事業を進めていった。

しかし、事業の早期完成のためには、短期間に多額の予算を必要とするため、平成元年度から自治省の起債事業（地域総合整備事業債）に変更することとし、名称については国庫補助事業である「風土記の丘」との区別が必要であったため、以後の事業名を「古墳の森」整備事業とした。

事業体制としては、昭和55年度から文化課経理係に１名の職員が増員され地元市町の協力を得ながら事業を進めた。一方、中核施設となる資料館については、昭和63年度から検討を進めていったが、平成２年度の建設着工に伴い、翌平成３年度には、文化課内に「古墳の森資料館準備室」が設置され、以後資料館建設及び開館に向けての各種事務処理は準備室が、文化財整備及び周辺整備は従来どおり文化課で担当することになった。その後設置条例を制定する中で平成３年度に資料館の名称が「熊本県立装飾古墳館」と定められ、併せて、本県の整備事業が「肥後古代の森」として正式決定された。

県立装飾古墳館は、平成４年４月鹿央地区にオープンしたが、開館以来多くの県民に活用されている。その後最終整備を進め、山鹿地区が平成６年３月、菊水地区が同10月、鹿央地区が同12月におのおの完成し、全事業を終了した。平成７年１月には、しゅん工直後の装飾古墳館実習棟で16年に及ぶ事業の完成式典を挙行した。

第４節　肥後古代の森３地区概要

(1)県立装飾古墳館

肥後古代の森の中核施設となる県立装飾古墳館は、前方後円墳をイメージしたざん新なデザインの建物であり、隣接する岩原古墳群の双子塚古墳（前方後円墳）と対称となる形で配置されている。館の特色としては、県内の主要な装飾古墳レプリカ12点を常設展示するとともに、立体映像の上映等により本県の古代文化をわかりやすく解説している。

また、体験学習等の実施により県民参加型の博物館を目指している。

(2)山鹿地区

山鹿地区には、装飾古墳として有名な国指定史跡チブサン古墳、鍋田横穴墓群及び県指定史跡オブサン古墳があり、西側には方形周溝墓などが点在する西福寺古墳群が位置している。

鍋田横穴墓群では、61基の横穴墓のうち16基に装飾文様が描かれている。

地区中央部では、古墳時代関係資料を野外展示した「古代の森」、「古代への道」を整備している。

(3)鹿央地区

鹿央地区に所在する国指定史跡岩原古墳群は、菊池川流域で最大の古墳群である。

主墳の双子塚古墳は、全長126m、築造当時の姿をよく残した優美さで、西日本の代表的な前方後円墳である。双子塚古墳の周りには円墳群が並び、台地北側の崖面には、県指定史跡岩原横穴墓群が分布している。

岩原横穴墓群では、131基の横穴墓のうち8基に装飾文様が確認されている。また、地区南側には、肥後古代の森の中核施設である県立装飾古墳館を建設し、隣接して装飾古墳の横山古墳を移築復原している。

(4)菊水地区

菊水地区には、国指定史跡江田船山古墳、虚空蔵塚古墳、塚坊主古墳の3基の前方後円墳と円墳の京塚古墳などが点在しており、特に江田船山古墳は多数の国宝を出土したことで有名である。

また、「石人の丘」、「縄文のむら」を整備するとともに、地区南側には、国指定重要文化財旧境家住宅を移築復原している。

第5節　肥後古代の森整備事業費等

(1)整備事業費一覧

表1（単位：千円）

年度	事業費	財源内訳		
		国庫補助額	起債額	一才
昭和54年度	890			890
昭和55年度	1,282			1,282
昭和56年度	10,458	3,000		7,458
昭和57年度	13,506			13,506
昭和58年度	84,251		81,000	3,251
昭和59年度	154,742	1,614	138,000	15,128
昭和60年度	157,973	12,516	125,000	20,457
昭和61年度	144,281	8,513	118,000	17,768
昭和62年度	224,969	22,306	182,000	20,663
昭和63年度	224,893	9,831	168,000	47,062
平成元年度	169,095		70,000	99,095
平成2年度	1,754,269		1,132,000	622,269
平成3年度	692,667		228,000	464,667
平成4年度	484,884		377,000	107,884
平成5年度	937,617		695,000	242,617
平成6年度	11,318			11,318
合計	5,067,095	57,780	3,314,000	1,695,315

⑵整備面積一覧

表2（単位：㎡）

地区	地区面積	整備面積	整備面積内訳			
			県有地	借受財産		
				国有地	市町有地	計
山鹿地区	318,179	35,526	30,006	155	5,365	5,520
鹿央地区	177,746	91,208.51	61,231.6	6,420	23,556.91	29,976.91
菊水地区	241,198	77,188	65,053	311	11,824	12,135
合　計	737,123	203,922.51	156,290.6	6,886	40,745.91	47,631.91

㈱借受財産のうち国有地は古墳用地であり、市町有地は肥後古代の森整備のため地元により公有化された用地である。

⑶県有地購入状況

表3（単位：㎡）

年度	山鹿地区	鹿央地区	菊水地区	計
昭和58年度	6,105		3,054	9,159
昭和59年度	3,687	3,659	9,910	17,256
昭和60年度	1,975	1,208	11,172	14,355
昭和61年度	13,219		7,010	20,229
昭和62年度	190	10,821.6	9,595	20,606.6
昭和63年度	1,031	3,611	1,381	6,023
平成元年度		14,061		14,061
平成２年度		15,096	21,022	36,118
平成３年度				
平成４年度	3,799	6,774	1,909	12,482
平成５年度		6,001		6,001
平成６年度				
計	30,006	61,231.6	65,053	156,290.6

第６節　肥後古代の森主要文化財・施設等

(1)山鹿地区主要文化財・施設等　　表４

名　　称	概　　要
国指定史跡 チブサン古墳	全長55m 以上、後円部幅23m、前方部幅16.5m、高さ６mの前方後円墳。墳輪・葺石をもち、北側に幅８～９m、南西側には幅４～６mの周溝が巡る。石屋形の内壁には、赤・白・青で三角や菱形の連続文様が描かれている。壁面の正面の２つの同心円が乳房に見えるところから、昔から乳の神様として信仰をあつめている。また右側壁には、王冠を戴いた「大」の字形の人物が描かれている。墳丘には石人が立っていたが、現在東京国立博物館に収蔵されている。内部を見学することができる。
国指定史跡 鍋田横穴墓群	菊池川支流の岩野川に面した台地の崖面に所在する61基の横穴墓群。16基の横穴墓に装飾がみられ、特に27号横穴墓には弓を持つ人物像、弓・矢・盾・馬などの多彩な装飾がみられる。
県指定史跡 オブサン古墳	直径22m、高さ５mの円墳。横穴式石室を有し、後室の左仕切石に連続三角文が描かれている。昔から安産の神様として信仰をあつめている。内部を見学することができる。
古代の森	浮き彫りや線刻による装飾が描かれた横穴墓等のうち、県内の代表的なもの12点を複製展示している。
古墳の森	方形周溝墓を復原するとともに、駐車場や広場などを整備し、山鹿地区の利用拠点としている。
古代への道	舟形石棺・家形石棺・横口式石棺等を複製、展示している。西福寺１号墳や出土した石棺も復原整備している。
山鹿市立博物館	菊池川流域に残る考古資料や歴史・民俗資料を展示している。 構造：鉄筋コンクリート造２階建　敷地：18,864㎡　床面積：681,44㎡

(2)鹿央地区主要文化財・施設等　　表5

名　　称	概　　要
国指定史跡 岩原古墳群	菊池川流域では最大の古墳群。前方後円墳の双子塚古墳を中心に円墳群が並んでいる。5世紀ごろ菊池川流域を支配した豪族の墳墓。円墳は馬不向古墳、寒原古墳、寒原2号墳、下原古墳、狐塚古墳、馬不向2号・3号墳、塚原古墳からなる。 主な古墳の概要は以下に示すとおりである。
双子塚古墳	全長126m、墳長107m、後円部高さ9.3mの前方後円墳。 3段築成、墳丘斜面には葺石をもつ。
馬不向古墳	直径約27m、高さ5mの円墳。周囲に約7mの周溝がある。墳丘斜面には葺石をもつ。
寒原古墳	直径約27m、高さ4.2mの円墳。墳丘斜面には葺石をもつ。 幅約7mの周溝が巡る。
下原古墳	直径約31mの円墳。周囲に幅約8mの周溝がある。墳丘斜面には葺石をもつ。 北側に陸橋が確認されている。
県指定史跡 岩原横穴墓群	岩原台地の北側と西側の崖面に所在する131基の横穴墓群。 その分布状況から6群に分けられる。 これらの中には多くの装飾をもつ横穴墓の他、軸先の上がったゴンドラ形の屍床をもつもの（第1群14号）や、靫が浮彫されたもの（第1群31号・32号）など特色ある横穴墓がみられる。
横山古墳（移築復原）	全長39.5m。後円部直径29m、後円部高さ5m、前方部幅19m、前方部高さ3mの前方後円墳。横穴式単室墳。 九州縦貫自動車道の建設予定地にあったため、昭和44年に発掘調査後、石室部分を解体保存してきたが、平成4年度に県立装飾古墳館の隣接地に移築復原した。 石屋形袖石等に同心円文、双脚輪状文、三角文等の幾何学文様が描かれた装飾古墳で、内部を見学することができる。
装飾古墳館	山鹿、鹿央、菊水の3地区からなる「肥後古代の森」の中核施設。 熊本県の代表的な装飾古墳のレプリカを展示した装飾古墳室や常設展示室、企画展示室、イマジネーションホール、野外展示場などからなる。 建築面積：1,448.83㎡　延床面積：2,098.98㎡　鉄骨鉄筋コンクリート造。 地上1階　地下1階
装飾古墳館実習棟	体験実習や集団学習の充実を図るため、装飾古墳館に隣接して建築。 建築面積：783.39㎡　延床面積：683.15㎡　鉄筋コンクリート造。 平屋1階

(3)菊水地区主要文化財・施設等

表6

名　　称	概　　要
国指定史跡 江田船山古墳	5世紀後半の築造とされ、全長約62mの前方後円墳。明治6年の発掘により横口式家形石棺の中から、金銅製冠帽、金銅製沓、銅鏡、轡、鎧、大刀、剣などの副葬品が出土した。中でも大刀に刻まれた銀象嵌銘文は日本最古の銘文である。これら出土品は、中央の大王と地方の王との関係や当時の大陸文化との関係を知る上で歴史上貴重なものである。 内部を見学することができる。
国指定史跡 虚空蔵塚古墳	全長約44mの帆立貝式の前方後円墳。 周溝からは人物埴輪や円筒埴輪が出土した。名称の由来は墳頂部に虚空蔵菩薩が祭られていたことによる。
国指定史跡 塚坊主古墳	6世紀初頭に築造されたもので全長43mの前方後円墳。 複式の横穴式石室を有し、石屋形の奥壁と左右の側壁部には、連続三角文、菱形文、円文が描かれている。 内部を見学することができる。
縄文のむら及び吊橋	縄文時代中後期の遺跡である若園貝塚周辺で縄文住居を復原するとともに、縄文人像、縄文土器等を展示している。 また、進入路として全長85mの吊橋（縄文橋）を架橋した。
石　人　の　丘	周辺から発見された石人・腰掛形石製品・家形石製品のほか県内出土の主要な石人・石馬の複製品を展示している。 京塚古墳も復原整備している。
国指定重要文化財 旧境家住宅	玉名郡玉東町原倉から移築。文政13年（1830）に建立。 二間の単純な梁組構造による二棟を縦に並行して、両棟を表でつないだコの字型屋根の農家。
菊水町立歴史民俗資料館	先土器～歴史時代の郷土の出土品や、江田船山古墳出土品の複製品を展示　構造：鉄筋平屋建（高床式）　敷地：877㎡　建築面積：239㎡

第２章　整備事業に至る経緯

第１節　風土記の丘整備構想

風土記の丘設置事業は、昭和41年度に発足した文化庁（当時は文化財保護委員会）の事業である。

当初は名称も「歴史のくに」、「歴史のその」、「歴史のおか」など数案あったが、最終的に「風土記の丘」とすることになった。

昭和30年代の後半は、高度経済成長政策のため、各地で開発事業が急速に推進され、遺跡をとりまく歴史的風土や景観が大きく破壊の危機にさらされていた時期であった。

風土記の丘は、このような社会的背景のもとに遺跡の広域保存等を目的として誕生したものである。

昭和47年６月の定例県議会において、河野県教育長は、県下に多数ある古墳などを保存する一環として、風土記の丘設置構想を答弁し、これをうけて、昭和47年６月30日付けで、山鹿市長古閑一夫氏から、山鹿市に風土記の丘を設置するための陳情書が提出された。

この時点で文化課では現地踏査及び整備計画の検討を行った。対象となった地区は次の５ケ所であった

(1)　不知火地区　　弁天山古墳、国越古墳を中心とする一帯
(2)　野津古墳群　　県内でも大規模な前方後円墳群
(3)　清原台地　　江田船山古墳を中心とする清原古墳群
(4)　岩原台地　　岩原古墳群、岩原横穴墓群
(5)　鍋田・城台地　　鍋田横穴墓群、チブサン古墳、オブサン古墳。

その後も、文化課では、内部検討を続けていったが正式の事業としては、進展しなかった。

昭和53年の６月定例県議会において、古閑三博議員の風土記の丘に関する質問に対して、沢田一精知事から「昭和54年度から調査し、検討する」旨の答弁がなされた。

昭和53年７月８日、菊池川流域11市町から風土記の丘誘致の陳情が知事に、54年６月22日には宇城地区10市町及び菊池川流域11市町から県議会文教治安常任委員会に誘致陳情が行われた。

第２節　県内基礎調査

(1)先進県調査

昭和54年当時、全国では西都原（宮崎県）、さきたま（埼玉県）、紀伊（和歌山県）、近江（滋賀県）、立山（富山県）、八雲立つ（島根県）、吉備路（岡山県）、房総（千葉県）の各風土記の丘が完成していた。

県内での候補地選定の参考として、各県の風土記の丘の整備状況を把握することも必要であったため、すでに完成した風土記の丘の資料収集を行い、併せて事業進行中の三次風土記の丘（広島県）、宇佐風土記の丘（大分県）についても調査の対象とした。

(2)県内基礎調査

昭和54年度に初めての調査費が計上され、建設候補地の基礎調査を行った。

県内の遺跡数は当時約5,400ケ所であったが、これらの遺跡が比較的密集している地区は宇城、菊池川流域、阿蘇、球磨、八代の５地区であった。

そこで、各地区内の指定文化財のうち史跡と重要文化財（建造物）を対象に調査、検討した。内容としては、①国・県・市町村指定の別、②文化財の種類、③名称、④所在地、⑤所有者（管理団体）、⑥現況、⑦保存修理・整備計画とし、現地調査を行うとともに分布図を作成した。

対象とした５地区のうち、国指定の史跡が濃密であるのは、宇城と菊池川流域の２地区であるが、内容が優れ、地元の史跡保存に対する取り組みが積極的であるのは菊池川流域であったため、県教育委員会としては菊池川流域を本県の風土記の丘設置候補地とすることにした。この結果は昭和54年12月15日の県議会文教治安常任委員会に報告され、同委員会の了承を得て候補地選定が行われた。

以下は、昭和54年12月県議会議事録の抜粋である。

文教治安常任委員長報告（古閑三博議員）

今委員会の審議で、菊池川流域を風土記の丘建設の候補地として選定いたしましたのでその経過について御報告申し上げます。

執行部においては、かねてから、郷土の文化遺産の広域的な保存と、考古資料の具体的な活用を図る風土記の丘建設について、古墳や史跡の配置状況や、交通の事情などについて調査、選定を進めておりましたが、このたび遺跡のまとまりぐあい、整備の状況などから、菊池川流域を候補地として決定したい旨報告がありました。

委員会といたしましては、かねて県外先進地、県内候補地など独自の調査、視察などを踏まえて十分な審議を行ってまいりましたが、全県的な視野に立って菊池川流域が最も適当であると決定した次第でございます。（以下省略）

第３節　整備用地の決定及び風土記の丘運営協議会発足

昭和55年度から、文化課経理係に１名の職員が増員され、以後具体的な風土記の丘設置用地の調査を進めていくことになった。

実施にあたっては、装飾古墳及びその他の重要遺跡の分布状況から山鹿市、鹿央町、菊水町をその候補地とし、関係市町の協力及び文化庁の指導、助言を得ながら用地の線引作業を進めていくこととした。手順としては、各市町に用地線引案の提出を依頼し、風土記の丘設置要項の趣旨を踏まえながら検討することとした。

各市町から提出された当初の線引案は、遺跡を点としてとらえ、面的なまとまりに欠けるものであった。

このため、遺跡分布状況及び土地利用状況等を踏まえながら更に調査、検討を加え、素案作成のうえ文化庁と協議した。文化庁の主要な助言事項は次のとおりである。

(1) 公有地はできるだけ広く確保すること。

(2) 菊池川という河川をとりこんだ構想はユニーク。

(3) 核となる遺跡が３ケ所（３市町）になっても可。

(4) 風土記の丘は、広域に線引するとともに、公有化できない地域には、開発行為を抑制するため何らかの土地利用規制について検討すること。（公有地基準面積16万５千㎡）

(5) 国指定史跡については、範囲確認調査を実施し、古墳周辺用地について史跡の追加指定を進めること。（補助事業による公有化対象地域の拡大）

一方地元では、３市町による風土記の丘設置事業促進期成会が発足し、協力体制が整備されていった。

地元住民への対応については、３市町との協議により、当面史跡所在地を所有する住民が所属する集落全体に対して住民説明会を実施し、住民の意見、現地調査等を踏まえながら、線引案を作成し、その後関係地権者と再度協議することとした。

各地区での説明会実施の結果、住民にとっての関心は、当然のことながら公有化範囲及び土地利用の規制であった。公有化範囲については、遺跡の分布状況、風土記の丘基準面積及び今後の整備計画を踏まえて検討されるものであるため、その範囲は未確定であるが、本県の状況から風土記の丘用地の全面的な公有化は困難であり、一方、土地利用の規制方法及びその内容については、先進県の事例、各種関係法令等を参照しながら調査検討を進めた。

最終的には、遺跡分布状況、土地利用状況等を考慮して、３地区で約68haの用地線引案を作成し、順次関係土地所有者への説明会を開催しながら、事業実施について協力依頼した。

地権者説明会終了後のとりまとめについては、３市町と協議、検討の結果、次の内容により以後の地元交渉を進めることとした。

(1) 熊本県作成の用地線引案について了解されること。

(2) 土地利用の規制については、本県の自然公園条例等を準用した内容による自主規制とすること。

(3) 前記の事項を達成するため関係者による組織を結成するとともに必要な規約を設けること。

(4) 文化財用地等必要な土地については、公有化に協力すること。

最終的な協議の結果、各地区での総体的な賛成が得られ、昭和56年３月の知事決裁により山鹿、鹿央、菊水の３地区で風土記の丘を設置することが決定された。

各地区では、土地利用に関する自主規制の「申し合わせ事項」が採択されるとともに「風土記の丘運営協議会」が発足し、自然環境の保全に努めるとともにその後の風土記の丘設置事業について様々な御協力をいただくこととなった。

なお、公有地範囲については、基本構想・基本計画策定後に関係者と協議することとした。

第４節　基本構想策定及び発掘調査（清原・岩原古墳群）等

(1)基本構想策定

風土記の丘設置用地が決定したことにより、昭和56年度は、遺跡の保存活用、各地区の特色を生かした周辺環境整備及び３地区の広域整備計画について基本構想を策定することとした。

策定にあたっては、専門業者に委託することとし３地区からの要望事項を徴取し、住民説明会における地元意見（用地の公有化は、整備に必要な範囲に止めること）も尊重しながら作業を進めた。

検討の結果、装飾古墳を中心として文化財については修復整備を図るとともに道路、園路、駐車場等各種便益施設の整備、併せて本県の環境整備の特色である「石人の丘」等文化財関連施設の整備を構想として位置づけた。

(2)発掘調査

昭和56年当時鹿央地区の岩原古墳群は、前方後円墳の双子塚古墳を除き各円墳について周溝を含めた正確な規模が判明しておらず文化財保護法に基づく国の史跡指定も、残存する墳丘のみについてであり面的な保護措置がなされていなかった。

また、双子塚古墳周辺には、古墳の残丘と考えられる地点が３ケ所所在しており、文化財の保存整備及び基本計画策定、国庫補助による公有化等のうえで、ぜひとも各古墳の正確な範囲を確認する必要があった。一方菊水地区の虚空蔵塚古墳、塚坊主古墳も同様に残存する墳丘のみが指定地として保護されている状況であった。

このようなことから、国庫補助事業による周溝確認調査を実施することとし、周溝推定地のトレンチ調査を行った。

調査の結果、各古墳について周溝が検出され築造当時の規模を把握することができた。なお、これらの調査結果は、熊本県文化財調査報告第55集「清原古墳群及び岩原古墳群の周溝確認調査」としてまとめられている。

第５節　基本計画策定及び史跡追加指定（清原・岩原古墳群）

昭和56年度の基本構想は、装飾古墳を中心とする本県風土記の丘の特性を生かし、地元住民の意向、文化庁の指導助言等を踏まえながら策定したものであり、今後の基本計画を検討するうえでの概括的な方向性をまとめたものである。

また、前年度の発掘調査で、清原古墳群及び岩原古墳群の墳丘規模を把握できたため昭和57年度は、正確な現況図を作成のうえ構想をより具体化させた基本計画を策定するとともに、事業着手に向けて各種の作業を進めることとした。

まず、地元市町に対して基本構想の概要を説明するとともに、市道・町道整備や一部事業については、地元が事業主体となって県を側面から支援するような方向性についても協議した。また、昭和55年度に各地区で発足した「風土記の丘運営協議会」に対しても基本構想を説明するとともに地元住民の意見も加味しながら基本計画策定を進めることとした。文化財の保護に関しては、特に岩原古墳群について、古墳周辺の農地も含めた、面的な史跡指定を図っていくこととして、文化庁及び地元住民との協議を進めていくこととした。また清原古墳群についても同様としたが、両古墳群での追加指定面積は約4万㎡と試算した。

史跡の追加指定は、当面文化財の保護を図るうえで重要な問題であり、また、公有化にあたって国庫補助制度を活用するための基本的な条件である。このため、地元風土記の丘運営協議会と協議を重ねていったが用地購入につながる問題でもあるため、土地所有者の理解と協力を依頼し最終的には全員の承諾を得て昭和57年10月、文化庁に追加指定を申請した。

基本計画については、現況図が完成した段階で詳細な検討に着手した。各地区とも現地検討を重ねながら事業施行地、内容、規模等の検討を行い、文化庁との協議を経て昭和57年10月に、現在の「肥後古代の森」整備の原点となる基本計画が完成した。その後、年次別整備計画を検討し、昭和58年度から昭和64年度までの7年継続事業により実施する計画で財政当局との協議に入った。

また、事業実施にあたっての事業主体については、風土記の丘設置要項の趣旨に基づき文化財整備等の総合的な事業を本県が実施し、関連道路等周辺の整備は、地元事業により実施するとともに、地元市町により公有化された用地は本県が無償借用することで地元の協力を求めた。

なお、大蔵省所管の国有地である古墳用地については、本県が維持管理することで九州財務局とも協議した。

第6節　用地購入着手

昭和54年度以来4年間の調査検討を終了し、昭和58年度から事業に着手することとなった。

昭和58年度は、用地購入のみであるが、清原古墳群・岩原古墳群の追加指定との関連で国庫補助対象外の用地から交渉を始めることとし、初年度は3地区で約3万5千㎡の整備用地を購入するものとした。

まず、用地提供者に対する、租税特別措置法適用のための手続について国税局及び関係税務署と協議を開始した。

国指定史跡の用地購入については、同法の規定により2,000万円の特別控除が認められていたが、風土記の丘では、文化財用地のほか駐車場等各種の周辺整備用地も購入するため、すべての用地に適用できる土地収用法適用事業として課税の特例適用を受けるものとし、建設省とも協議した。

最終的には、土地収用法に該当し租税特別措置法第33条第1項第2号及び同法施行規則第14条第7項第5号の適用事業とすることで関係税務署の了解が得られたが、課税の特例は一人一回となっているため土地所有者ごとの年次別購入計画を検討し、昭和58年11月、全体用地購入計画について、関係税務署と一括事前協議を行った。ただし、用地購入は年度別に行うため、各年度ごとに税務署と具体的な事前協議を行うこととした。用地交渉にあたっては、各市町教育委員会や、地元区長等の協力も得られ、順次交渉を進めた。

用地価格については、「熊本県用地等価格評価審査会」での審議を経て決定し、当該価格がその後の基準価格となった。

一方、史跡の追加指定については、昭和58年10月に国の文化財保護審議会の答申が得られた。

第３章　県立装飾古墳館(肥後古代の森資料館)概要

第１節　資料館建設の経緯

風土記の丘設置要項では、県立資料館の建設が必要とされているが、本県の場合、地元市町の施設として博物館や歴史民俗資料館が風土記の丘用地内に建設されていることなどから当初の基本計画の中では、中核施設としての県立資料館を位置づけていなかった。

しかし、県立資料館に対する古閑三博議員の熱心な御努力や文化庁の助言もあり計画の見直しを行った。

一方、昭和62年の９月県議会で、古閑三博議員は、県立風土記の丘資料館について細川知事に質問、知事から県立資料館について前向きの答弁があり、翌昭和63年度には、県立資料館建設に向けての調査費が計上された。

資料館建設の調査検討にあたっては、８名の委員で構成する「熊本県立風土記の丘資料館検討小委員会」が組織された。委員は次のとおりである。

(1)　堀内清治　（熊本県文化財保護審議会委員）
(2)　原口長之　（　　〃　　）
(3)　安田宗生　（　　〃　　）
(4)　笹川紀久雄（NHK エンタープライズ企画開発部長）
(5)　関　隆司　（県地域振興課政策審議員）
(6)　堀　文昭　（県観光振興課課長補佐）
(7)　松本康裕　（県建築課主幹）
(8)　江崎　正　（県文化課長）

検討小委員会での調査、研究の結果、県立資料館は、鹿央地区に建設することとし、その機能としては、

(1)　風土記の丘に関する情報の提供、調査、整備、管理。
(2)　菊池川流域に関する情報の提供及び資料の収集、整理、復原、調査、研究。
(3)　装飾古墳に関する資料の収集、整備、復原、調査、研究。

が提言された。また、資料館の特色としては、古代への誘いのため、資料館に至るまでの園路の工夫、本県を代表する装飾古墳レプリカの展示、立体映像の上映等が提言された。

資料館の建設にあたっては平成元年10月に、「くまもとアートポリス」参加建造物とすることが決定され、平成２年３月大阪在住の建築家安藤忠雄氏に設計を依頼した。

第２節　資料館準備室の設置

平成３年４月１日付けで教育庁文化課内に「古墳の森資料館準備室」が設置され、資料館オープンに向けての諸準備を進めていくこととなった。

室長は、文化課長が兼務し、庶務班及び学芸班を併せて４名の職員が配置され顧問として原口長之氏が非常勤で発令された。

準備室の主な業務は次のとおりである。

(1)　条例及び規則の制定
(2)　資料館の内部展示工事及び備品等の整備
(3)　常設展、企画展の検討、準備
(4)　体験学習の検討、準備
(5)　図録、パンフレット作成等
(6)　資料館落成式典の準備

古墳群の修復整備や周辺環境整備は従来どおり、教育庁文化課が直轄して処理するため、相互に連絡調整

を図りながら業務を進めた。

条例制定作業では資料館の名称を県立装飾古墳館とすることが定められ、平成４年１月１日から施行されることになった。これに伴い１月１日付けで館長等の人事が発令された。初代館長に就任したのは故原口長之氏である。原口氏は、熊本県考古学界の先駆者として、長年にわたり文化財の調査・研究、保存・活用に尽力され、とりわけ装飾古墳の分野では、わが国を代表する研究者である。このようなことから数多くの賞を授与されているが、館長就任後は、各種業務を精力的に処理されるとともに、県民参加型の博物館を目指して尽力された。平成６年４月、健康上の理由から退職されたが、引き続き、県立装飾古墳館名誉館長を委嘱された。

一方、本県の整備事業名については、各種検討の結果、「肥後古代の森」とすることが決定され、その後平成４年４月15日に県立装飾古墳館がオープンした。

第３節　施設概要

県立装飾古墳館は、肥後古代の森の中核施設として平成４年４月、鹿央地区にオープンした。

「くまもとアートポリス」参加建造物で前方後円墳をイメージしたユニークな施設である。建物の設計は大阪の安藤忠雄建築研究所が担当し、環境との調和を重視している。

施設は、県下の代表的な装飾古墳のレプリカを展示した装飾古墳室、イマジネーションホール、常設展示室、企画展示室、屋外展示場などで構成されるが、施設のより一層の充実を図るため、古関三博議員の御尽力を得て、平成６年12月、隣接地に実習棟を建設した。

装飾古墳館は、肥後古代の森３地区のガイドセンターとしての性格や装飾古墳の保存・活用、調査・研究、そして県民参加型による体験的博物館を目指している。

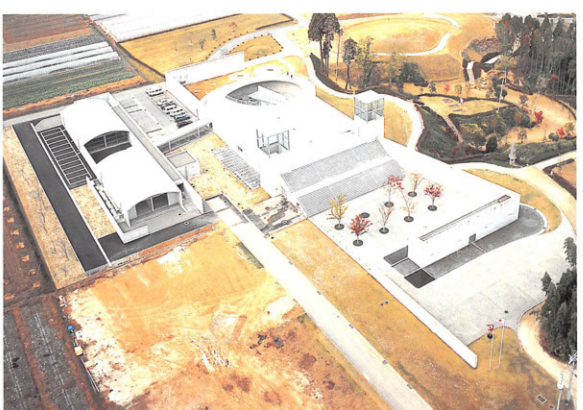

写真１　県立装飾古墳館及び実習棟

写真２　装飾古墳館装飾古墳室

写真３　弁慶ヶ穴古墳装飾文様

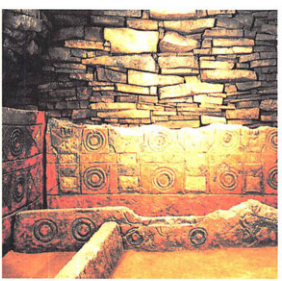

写真４　千金甲古墳装飾文様

写真５　小田良古墳装飾文様

写真６　装飾古墳館イマジネーションホール

写真７　実習棟集団学習室

第４図　県立装飾古墳館及び実習棟施設概要

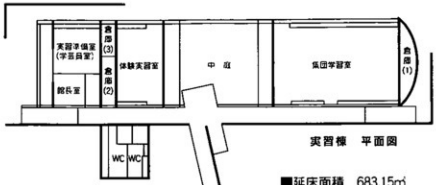

実習棟　平面図

■延床面積　683.15㎡
■構　　造　鉄筋コンクリート
■規　　模　平屋１階

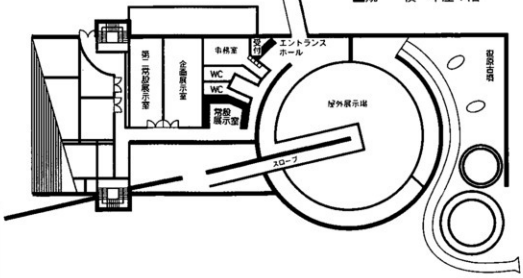

装飾古墳館　１階平面図

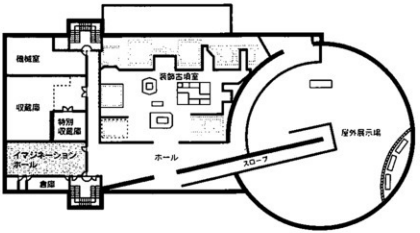

装飾古墳館　地階平面図

■延床面積　2,098.98㎡
■構　　造　鉄骨鉄筋コンクリート
■規　　模　地上１階／地下１階

第４章　肥後古代の森（山鹿編）

第１節　山鹿地区概要

⑴事業着手前の状況

山鹿地区は、菊池川支流の岩野川に面した鍋田・城台地に位置しており台地崖面には、国指定史跡鍋田横穴墓群が約300mの範囲にわたって61基分布している。このうち16基に装飾文様が確認されており、中でも27号横穴墓は有名である。これらの横穴墓群周辺は、山鹿市により「鍋田いこいの森」として整備され活用が図られていた。

台地上には、装飾古墳のチブサン古墳、オブサン古墳が分布し、チブサン古墳については、崩壊の危険性があったため昭和47年～50年度に山鹿市により保存修理事業が実施され保存、見学施設等が整備された。

地区中央部には、博物館、サイクリングターミナルが山鹿市により整備されていた。

⑵整備概要

地区北側のオブサン古墳は、装飾古墳であるが、墳丘が削平されていたため発掘調査に基づき往時の姿に復原した。

隣接する西福寺古墳群は、古墳時代前期から中期と考えられる箱式石棺、方形周溝墓、円墳で構成され、古墳時代における墓制の変遷を知ることができる遺跡であるため西福寺古墳群一帯を「古墳の森」として整備し、更に南側の森林地帯には、市立博物館との連絡を図るうえから約500mにわたって、舟形石棺や家形石棺等の複製品を野外展示し「古代への道」として整備した。

「古代への道」、「古墳の森」、オブサン古墳は、南北に連なる一連の遺跡整備であり、さらに地区北東部のチブサン古墳と共に散策しながら本県の古代文化を理解することができる。

なお、博物館隣接地には、装飾文様が描かれた横穴墓等の一部を複製展示した「古代の森」を整備するとともに、チブサン古墳については、周溝確認調査を実施し、判明した部分の一部整備と周辺環境整備を実施した。

第５図　山鹿地区平面図

第２節　オブサン古墳整備事業

オブサン（産さん）古墳の名称は、隣接するチブサン古墳（乳の神様）に関連づけて命名されたものらしく、昔から安産の神様として知られている。

整備前の墳丘は、直径12m、高さ４m程度の残丘となっていたが、昭和59年～60年度の発掘調査により築造当時は、直径22m、高さ５m、周囲に馬蹄形状の周溝が巡る円墳であることが判明した。

石室入口部両脇には、突提が取り付けられ、主体部は、南に開口する複室の横穴式石室である。

後室には、石屋形が設けられていたが、破壊され痕跡が残るのみであった。

装飾文様は、後室の左仕切石に連続三角文が描かれている。遺物は、装身具、武具類、日用雑貨等が出土した。築造時期は６世紀後半と推定される。

修復整備にあたっては、旧地形を復原するとともに版築による墳丘復原を行い、石室は、一部補足材を用いて修復した。なお、石屋形については、近傍に位置する同時期の弁慶ヶ穴古墳の例により復原した。また、半地下式の説明施設を設け前室、後室の閉塞石や須恵器、馬具等のレプリカを展示している。

写真８
オブサン古墳整備後全景

写真９　オブサン古墳説明施設

第６図　オブサン古墳発掘調査図

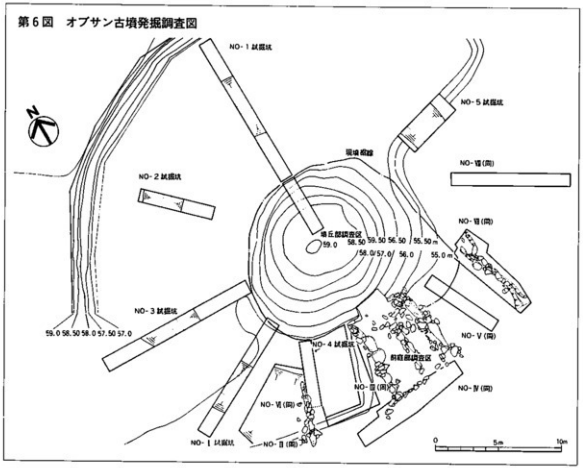

第７図　オブサン古墳復原図

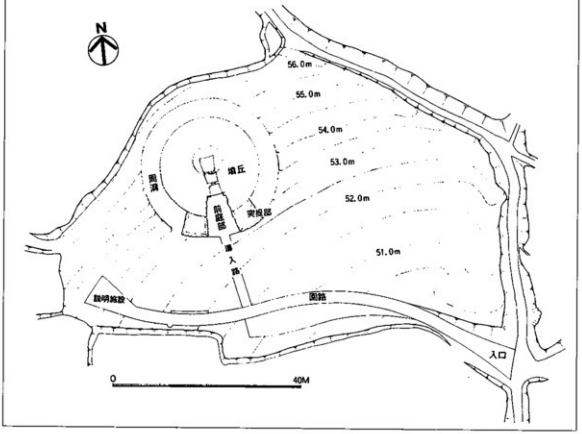

第３節　古代の森整備事業

地区中央部では、装飾古墳を理解する一助として浮き彫りや線刻による装飾文様が描かれた横穴墓等の代表的なもの12点を複製展示し、「古代の森」として整備した。

展示した横穴墓は次のとおりである。

展示横穴墓等一覧　　表７

番号	所在地	遺跡名	装飾文様
1	山鹿市	城　20,21号　横穴墓	人物、靱、盾
2	〃	鍋田　７号　〃	弓、矢
3	〃	〃　８号　〃	人物、弓、盾、靱等
4	〃	〃　14号　〃	靱
5	〃	〃　33号　〃	鳥？
6	〃	長岩　109号　〃	盾
7	〃	小原大塚　39号〃	靱、船
8	〃	〃　41号〃	人物、船
9	玉名市	石貫ナギノ８号〃	石屋形内文様（円文、三角文、弓、刀等）
10	山鹿市	弁慶ヶ穴古墳	人物
11	〃	鍋田　27号　横穴墓	人物、弓、靱、盾等
12	〃	長岩　108号　〃	人物、靱、弓等

なお、鍋田27号横穴墓については、嘉永２年（1849）の矢野一貞の記録（筑後将士軍談）に基づき崩壊した右外壁の装飾文様を併せて複製した。

第８図　古代の森整備平面図

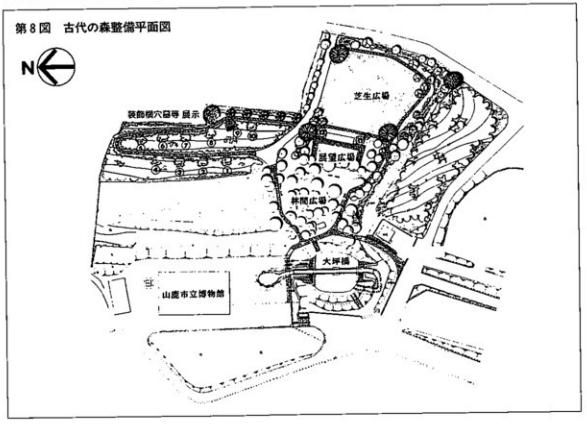

写真10　古代の森(鍋田27号横穴墓)

写真11　古代の森(石貫ナギノ8号横穴墓)

第4節　古墳の森整備事業

山鹿地区の北側にある西福寺古墳群は、方形周溝墓、箱式石棺、円墳が分布し、県指定史跡オブサン古墳や国指定史跡チブサン古墳にも隣接している。

古墳時代における墓制の変遷を知ることのできる遺跡であり方形周溝墓の復原、石棺の修復展示、各種便益施設の整備等により同地区を「古墳の森」として整備した。

古墳の森周辺では、オブサン古墳や古代への道等を整備しており、古代文化を学習する場として、また、山鹿地区の利用拠点として活用されている。

写真12　古墳の森(方形周溝墓)

写真13　古墳の森(石棺)

第５節　チブサン古墳整備事業

チブサン古墳は、石室崩壊の危険性があったため、昭和47年～50年度、山鹿市が国庫補助事業により保存修理事業を実施している。ただし、山鹿市事業は、石室の保存修理を目的とするものであり、公有化も十分ではなかったため、墳丘や周溝を含めた全体的な整備には至らなかった。

古墳の内部主体は、南に入口のある複室の横穴式石室であり、前室が約1.9m四方、後室は約3.6m四方の方形である。

側壁は、凝灰岩の割石をドーム状に積み上げ、大きな１枚の天井石でふさいでいる。このような方形の平面形で側壁がドーム状に積み上げられた石室は、肥後型石室と呼ばれ熊本県を中心に分布している。

後室の石屋形奥壁等には、三角文、円文、菱形文が描かれており、また、奥壁の同心円文を乳房にみたて、昔から乳の神様として信仰をあつめている。

整備にあたっては、墳丘の北側及び南側の公有地について、周溝確認調査を実施したが、調査の結果、北側では、くびれ部に造出しを確認するとともに、周溝の規模を把握することができた。一方南側は、上部が削平されており部分的な確認にとどまった。また、古墳前方部側は、私有地のため調査することができなかったが、周溝確認調査の結果から本来の規模は、全長55m以上と推定される。

遺物は、山鹿市教育委員会による石室保存工事の事前調査で須恵器・土師器等が出土し、また、肥後古代の森整備事業に伴う県教育委員会の調査では、円筒埴輪・朝顔形埴輪が出土した。

また、チブサン古墳には、高さ約1.5m、胴には短甲をつけた武装石人が立てられていたが、現物は、東京国立博物館に保管されている。

このようなことから整備事業としては、判明した周溝を平面的に表示するとともに、周辺の解説広場ではチブサン石人や円筒埴輪等の複製品を野外展示し、併せて駐車場等の整備により、展示・学習機能の充実を図った。

写真14 チブサン古墳説明施設

写真15　チブサン古墳整備後全景

第９図　チブサン古墳整備平面図

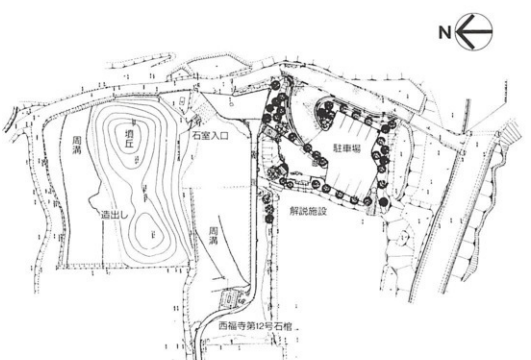

第10図　チブサン古墳発掘調査図

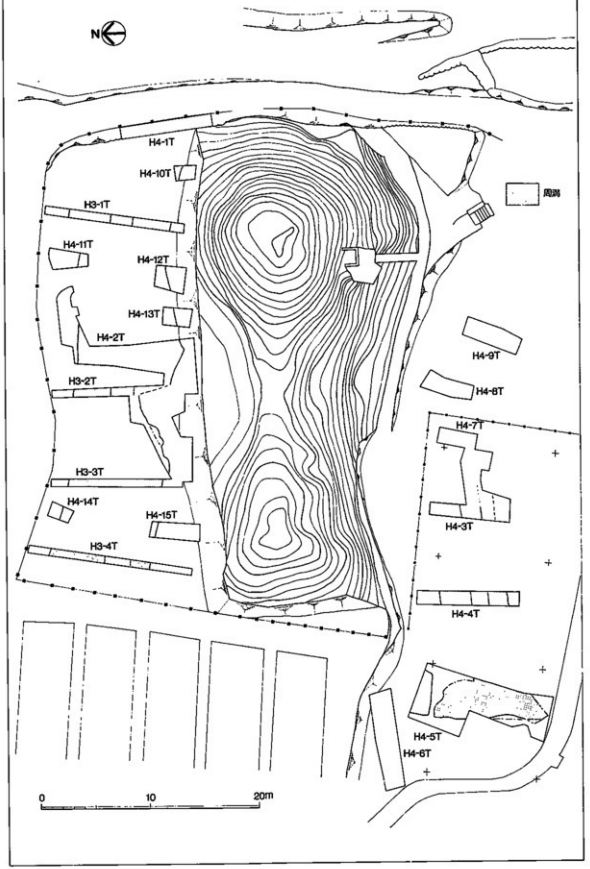

第６節　環境整備事業

駐車場整備として、古墳の森地区（面積1,883㎡、駐車台数：バス５台・乗用車16台）とチブサン古墳地区（面積180㎡、乗用車８台）の２ヶ所を整備した。

また、地区内の遺跡等を結ぶ園路として「古代への道」（山鹿市立博物館～オブサン古墳延長540m）、「オブサン古墳・チブサン古墳連絡園路」（延長250m）を整備した。

「古代への道」では、発掘調査により確認された円墳を復原するとともに、園路沿いには出土した６基の石棺等を野外展示している。

なお、肥後古代の森の利用拠点となる大型駐車場は山鹿市が整備したが、当該地にはシンボルとなる石人モニュメントを設置した。

写真16　古代への道

写真17　石人モニュメント

第11図　古墳の森等整備平面図

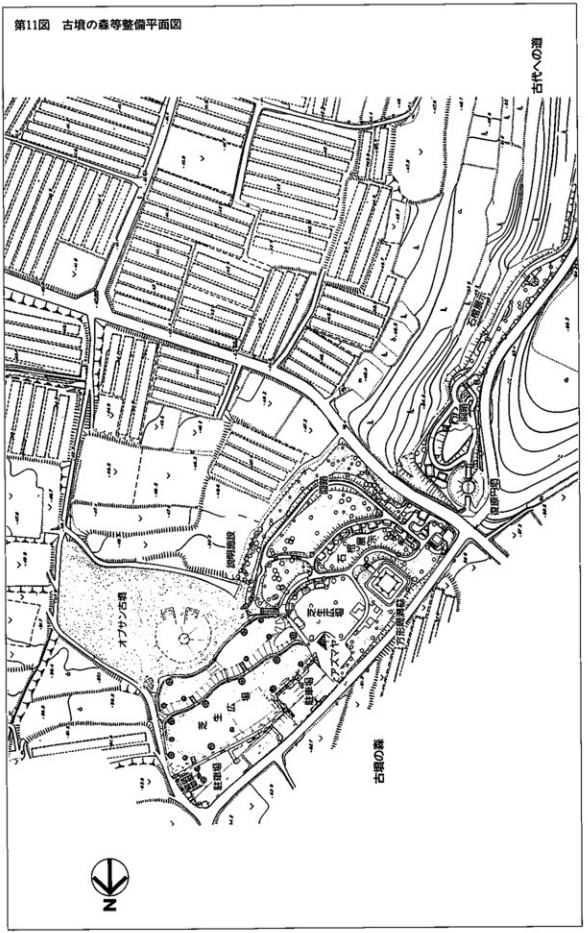

第５章　肥後古代の森(鹿央編)

第１節　鹿央地区概要

⑴事業着手前の状況

鹿央地区の岩原台地には９基の古墳群が分布し、台地北側から西側にかけての崖面には、延長550mにわたって131基の横穴墓群が分布している。

また周辺には、長岩横穴墓群、小原大塚横穴墓群、桜の上横穴墓群等が分布し一帯は、400基余りの大横穴墓群を形成している。

岩原台地中央部に位置する双子塚古墳は、全長126mの前方後円墳であり、築造当時の姿をほぼ完全に残し、屈指の美しさを誇っている。

事業着手前は、これらの古墳群が農地の中に点在し、田園風景的な景観を保っていた。

また、双子塚古墳周溝部については、鹿央町により公有化が進められていた。

⑵整備概要

古墳群としては、３地区の中で最もまとまっており、面的な史跡整備を進めた。双子塚古墳の墳丘については、往時の姿を保っていることから現状のまま保存することとし、周溝の整備に止めた。他の円墳群については未買取の古墳を除き、発掘調査に基づき修復整備した。

肥後古代の森の中核施設となる資料館については、昭和63年度から検討を進めてきたところであるが、資料館検討小委員会の提言によりその建設場所や機能等が決定されたことにより、平成元年度から建設用地の買取に着手した。建物は、折から本県が重要施策として進めていた「くまもとアートポリス」参加建造物に指定され、世界的に有名な建築家安藤忠夫氏の設計により、双子塚古墳と対象となる位置に前方後円墳をイメージして建築され平成４年４月に「県立装飾古墳館」としてオープンした。

また、平成６年12月には、体験学習等の充実を図るため、隣接地に実習棟を建設した。

なお、九州縦貫自動車道建設の際消滅した装飾古墳である横山古墳を移築復原し、常時公開している。

第12図　鹿央地区平面図

第２節　岩原古墳群整備事業

岩原古墳群は、未買取の狐塚古墳を含め、９基の古墳で構成され、肥後古代の森の中では、最も面的にまとまった古墳群である。特に前方後円墳の双子塚古墳は、全長126m、墳長107m、後円部高さ9.3mの県内最大級のものであり、Ⅱ期以よく残し屈指の美しさを誇っている。

整備前は、双子塚古墳を中心として円墳の下原古墳、馬不向古墳、寒原古墳、寒原２号墳が分布するのみであったが、発掘調査により各古墳の規模が明らかにされるとともに、残丘のみの存在であった円墳の狐塚古墳、塚原古墳、馬不向２号墳及び馬不向３号墳が確認され９基からなる古墳群であることが判明した。

整備にあたっては、双子塚古墳の墳丘は、現状保存とし、狐塚古墳を除く各円墳については、発掘調査等に基づき修復整備するとともに各周溝については、遺構面を盛土保護し、整備した。

なお、各古墳の内部主体については、横穴式石室を有する狐塚古墳を除き不明である。

写真18　岩原古墳群整備後全景

第13図　岩原古墳群整備平面図

第14図　寒原古墳発掘調査図

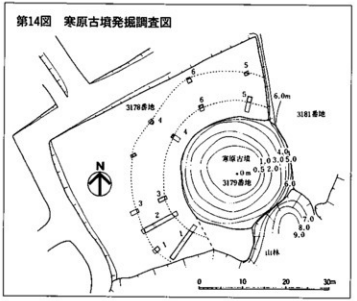

第15図　馬不向古墳発掘調査図

第16図　下原古墳発掘調査図

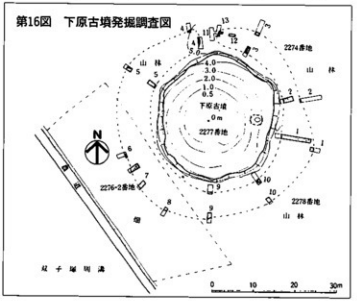

第３節　横山古墳復原事業

横山古墳は、肥後古代の森（鹿央地区）に隣接する鹿本郡植木町に所在していた装飾古墳であるが、九州縦貫自動車道の建設予定地にあったため、昭和44年の発掘調査後、石室部分は解体され今日まで保存されてきたものである。

墳丘は現在消滅しているが発掘調査時の計測では、全長39.5m、後円部直径29m、前方部幅19m の前方後円墳である。

石室は、石灰岩と一部安山岩を用いた割石小口積の横穴式単室墳で玄室は、一辺3.8m の隅丸のほぼ正方形をしている。

石屋形は、安山岩からなり、各１枚の巨石で奥壁、両側壁、両袖石が据えられ、偏平楕円形に加工された屋蓋がかけられている。

装飾文様は、石屋形左右袖石等に双脚輪状文、重圏円文、三角文等が描かれている。

遺物は、金環、鉄鏃、高杯等が出土した。築造時期は、６世紀後半と推定される。

横山古墳の復原整備にあたっては、装飾文様を有する石室の保存と公開展示による文化財の普及活用を目的とし、墳丘復原、石室保存修理、石室覆屋の整備、その他周辺環境整備を実施した。

なお、墳丘復原にあたっては、往時から存在している国指定史跡岩原古墳群との混同を避けるため墳丘表層部は、芝張とせず自然の土色に似た舗装材料で施行した。

また、羨道部前端は、覆屋との関係で全て復原できないため、入口部については、覆屋内の床面に平面表示した。

横山古墳は、県立装飾古墳館における実物の野外展示施設として常時公開している。

第17図　横山古墳発掘調査図

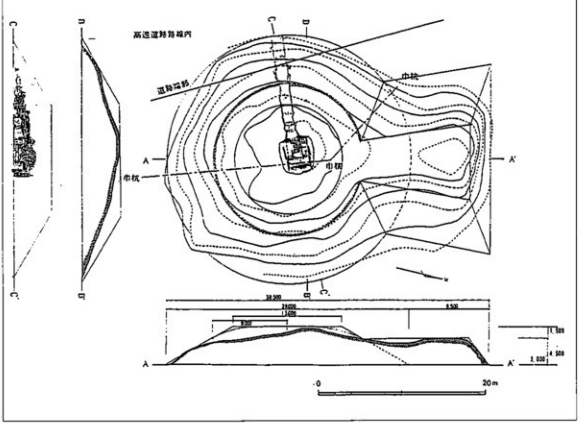

第18図　横山古墳石室実測図

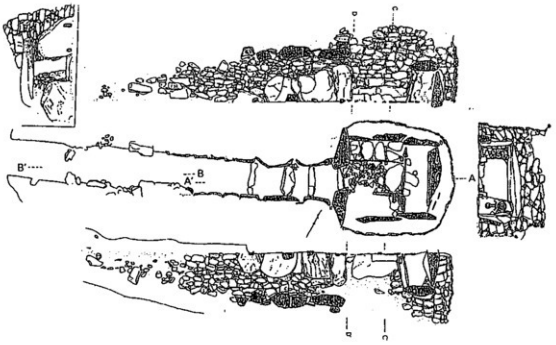

第19図　横山古墳整備平面図

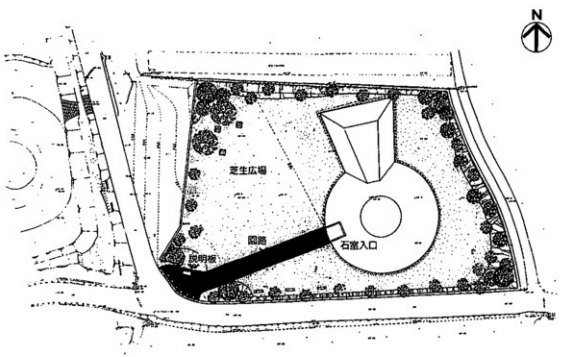

写真19　横山古墳（発掘調査時）

写真20　横山古墳復原後全景

写真21
横山古墳石屋形装飾文様

第４節　環境整備事業

駐車場整備として、岩原横穴墓群地区（面積3,459㎡、駐車台数：バス４台・乗用車24台）と装飾古墳館（面積6,907㎡、駐車台数：バス４台・乗用車14台）の２ヶ所を整備した。

また、地区内の道跡等を結ぶ回路として「岩原古墳群・横穴墓群連絡回路」（延長240m）、「装飾古墳館・駐車場連絡回路」（延長260m）を整備し、装飾古墳館入口部には肥後古代の森のシンボルとなる石人モニュメントを設置した。

岩原古墳群内には、農道（里道）が所在しており、見学者の安全な施設利用を図るため、地区東側に付替えた。（延長250m・幅員４m）

なお、県駐車場に隣接して鹿央町も駐車場を整備している。

第20図　装飾古墳館・駐車場連絡園路図

写真22　装飾古墳館・駐車場連絡園路

写真23
装飾古墳館と
石人モニュメント

写真24
岩原横穴墓群

写真25
装飾古墳館駐車場

第６章　肥後古代の森（菊水編）

第１節　菊水地区概要

⑴事業着手前の状況

菊水地区は、その西側が菊池川に面し、支流の江田川により南部の清原台地と北部の若園台地が分断されている。

同地区の江田船山古墳は、75文字が刻まれた銘文大刀を始め、多数の国宝を出土し教科書にも登場する本県屈指の著名な遺跡である。

菊水町では早くから同地区の公有化に力を入れており、風土記の丘事業着手前には、町立歴史民俗資料館の建設、移築民家の整備、地区内用地の公有化等が進められていた。

また、県事業として国指定重要文化財旧境家住宅を移築復原していた。

⑵整備概要

菊水地区には、江田船山古墳、虚空蔵塚古墳、塚坊主古墳の３基の前方後円墳と円墳の京塚古墳が分布している。

これらの古墳は発掘調査に基づき修復整備するとともに、江田船山古墳については、内部主体の石棺保存施設を設け保護している。

また、装飾古墳である塚坊主古墳は、各種の施設・設備を整備し、石室内石屋形奥壁等に描かれた装飾文様を保護するとともに見学施設を設け、普及活用を図ることとしている。

江田船山古墳周辺からは、県指定重要文化財清原石人が発見されているため、石人発見地周辺に県内各遺跡から出土した石人・石馬の複製品を展示し、「石人の丘」として整備した。

一方、地区北側の若園台地には、縄文時代中後期の遺跡である若園貝塚が分布している。

若園台地は、菊池川支流の江田川により各古墳が分布する清原台地と分断されているため、園路として85ｍの吊り橋を架橋するとともに、若園台地を「縄文のむら」として整備した。

第21図　菊水地区平面図

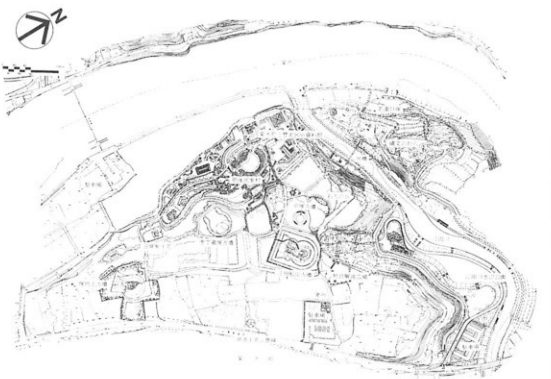

第２節　石人の丘整備事業

石人・石馬は、全国的には、その大部分が九州北部地域から出土しているが、出土遺跡としては熊本県が最も多く、装飾古墳同様本県の古代文化を特色づけている。

江田船山古墳周辺では、県指定重要文化財清原石人ほか石製品が発見されており、このため本県の古代文化を理解する一助として清原石人発見地周辺を「石人の丘」として整備した。

整備地区はほとんどが農地であったが、「京塚」の地名が残ることや江田船山古墳のものとは異なる埴輪片が出土することなどから新たな古墳の存在が予想されたため、事前に発掘調査を実施した。

調査の結果、直径約22m、周溝幅３ｍ前後、舟形石棺を内部主体とする円墳の京塚古墳を確認することができた。

このため石人の丘整備にあたっては、県内出土の主要な石人・石馬の複製品17基を野外展示するとともに、京塚古墳を一部盛土復原し、併せて各種の便益施設を配置した。

なお、複製展示した石人・石馬は次のとおりである。

展示石人・石馬一覧

表８

所在地	遺跡名	種別	備考	所在地	遺跡名	種別	備考
菊池市	フタツカサン古墳	石人	県指定重要文化財	竜北町	姫ノ城古墳	石見型盾	県指定重要文化財４点
〃	袈裟尾高塚古墳	ゆぎ靫		〃	〃	きぬがさ蓋	県指定重要文化財２点
荒尾市	三の宮古墳	石人	県指定重要文化財	〃	〃	ゆぎ靫	県指定重要文化財
山鹿市	臼塚古墳	〃	〃	菊水町	清原遺跡	石人	〃
〃	チブサン古墳	〃	東京国立博物館所蔵	〃	〃	石盾	〃
熊本市	宮ノ尾古墳群	〃	〃	〃	〃	腰掛	〃
竜北町	天堤古墳	きぬがさ蓋					

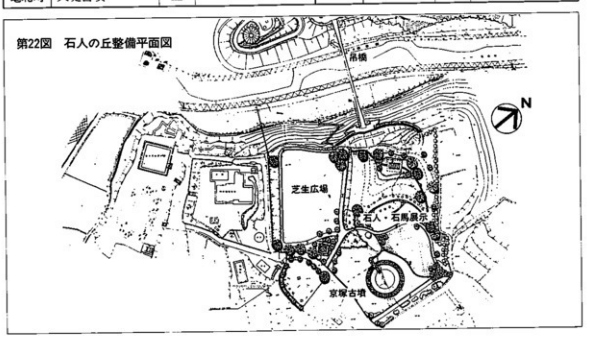

第23図　京塚古墳発掘調査図

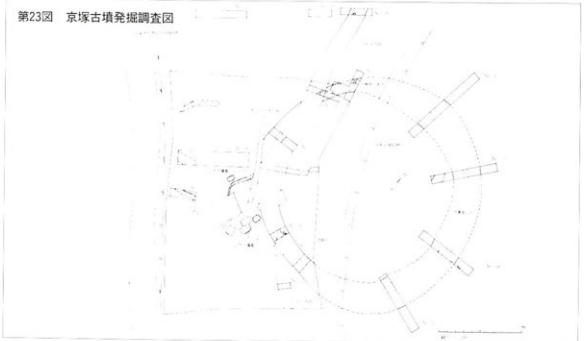

写真26　石人の丘全景

写真27　石人の丘展示石人・石馬

第３節　旧境家住宅保存修理事業

旧境家住宅は、文政13年（1830）建築の民家であるが、旧所有者の住居改築計画に伴い、本県が建物を購入し、昭和51～52年度の国庫補助事業により玉名郡玉東町から移築復原したものである。

建物は、土間と居室部を別構造とした「二棟造」で、２棟の建物を縦に並列し、両棟を表側でつないだコの字形屋根の農家である。

昭和60年度には、屋根葺替工事を実施した。

第24図　旧境家住宅竣工正面図

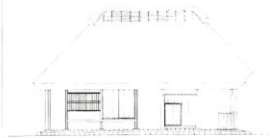

第25図　旧境家住宅竣工背面図

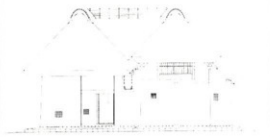

写真28　旧境家住宅

第４節　江田船山古墳整備事業

江田船山古墳の墳丘は、開墾等により削平され、現況は平面的には長方形の形状となっていた。

内部主体の家形石棺は、昭和30年代に菊水町の事業により、コンクリートブロック造瓦葺の覆屋が設けられ保護されていたが、年数の経過により老朽化していた。

また、覆屋の入口部は、鉄格子扉であったため、常時開放された状態にあり、石棺石材の破損や風化による影響が予想された。

江田船山古墳の整備にあたっては、家形石棺の保存及び墳丘の修復整備が必要となるため、年次計画により事業に着手した。

⑴石棺保存工事

石棺の現況調査の結果、正面石材に生じている蓋石の荷重によるクラックが構造上最も危険であるため、破損防止のためステンレス鋼材による補強枠を目立たない位置に配置した。

次に保存のための覆屋については、石棺を密閉し、恒温・高湿の埋戻した状態に保つとともに普及活用を図るうえから石棺の見学が可能となる施設を検討した。

また、保存施設は遺構を破壊することのないよう旧覆屋の規模とし、基礎の位置、深さについても同様とした。

このようなことから、新たな保存施設は、コンクリート造の密閉式施設とし、保存室と見学室の２室構成とした。

なお施設上部は、保存室内部の恒温・高湿度を保つため、盛土を行ったが、盛土は、現況墳丘高より低くし、且つ、現況覆屋周囲の高さをすり合わせて、現況後円部の形態を基本的に変えないものとした。

第26図　江田船山古墳石棺実測図

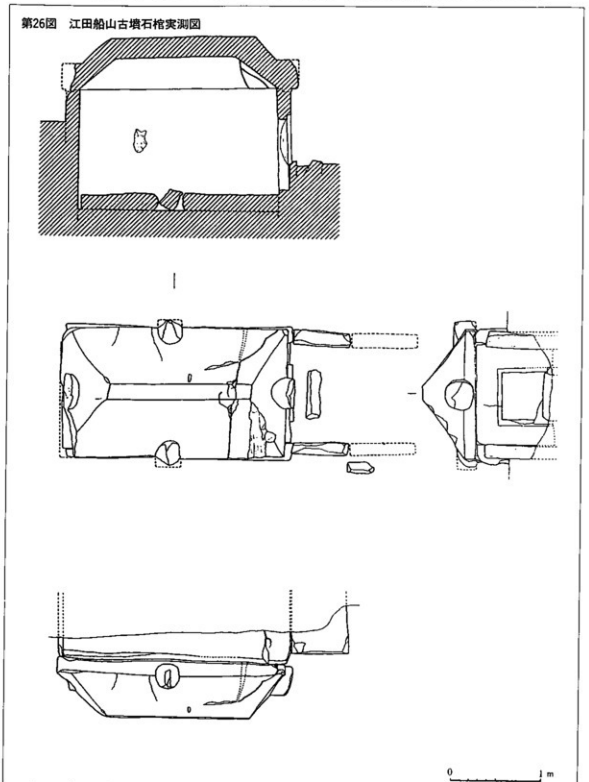

(2)墳丘修復工事

江田船山古墳の墳丘は、築造時の形状と比較すると著しく小規模となっていた。

保存整備にあたり、墳丘を築造当時の姿に復原することについては、現存する遺構が小規模であり復原のための基礎的な資料が十分ではないこと及び墳丘が構造的な面から早急な保存対策を講ずる必要がないため、現墳丘部には、手を加えずに現状保存とし、整備は、平面形での一部盛土と周溝の整備に止めた。

なお、墳丘外には、大型の解説施設を設けたが、特に西側造り出し部にも説明板を配置し、見学者が祭祀の場としての理解を深められるようにした。

第27図　江田船山古墳発掘調査図

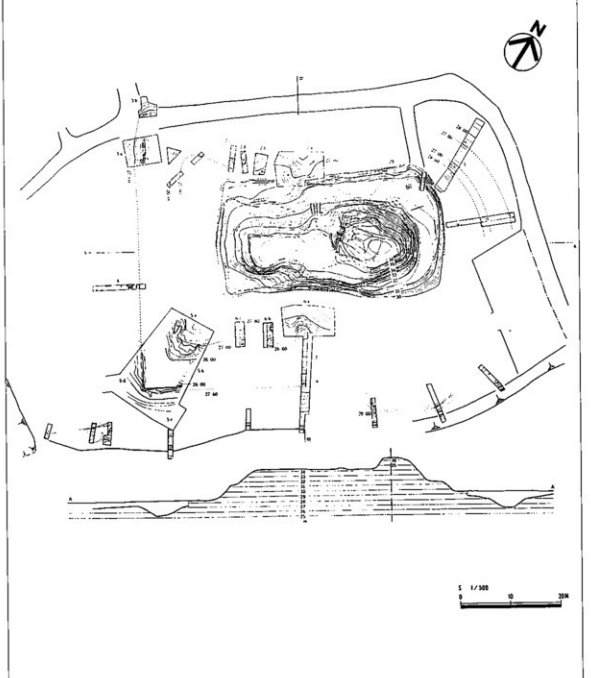

第28図　江田船山古墳整備平面図

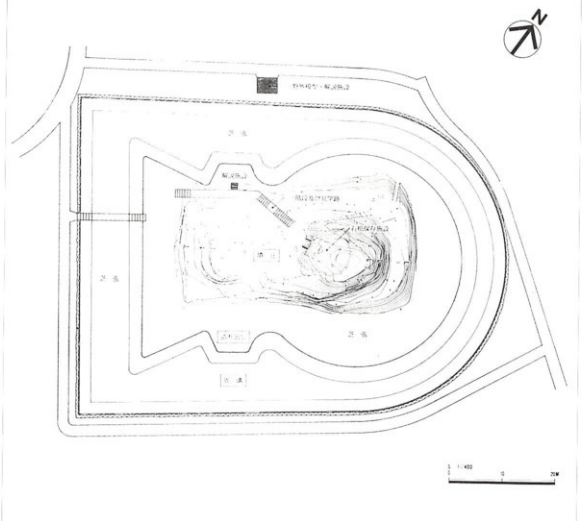

写真29　江田船山古墳整備後全景

第５節　虚空蔵塚古墳整備事業

虚空蔵塚古墳は、墳長44.5m、後円部直径32m、前方部幅12.5m の帆立貝式の前方後円墳である。

現況は、方形に削平され、墳頂には、虚空蔵、足手荒神が祭られ、クスノキの古木が自生していた。 内部主体は、未調査のため不明であるが、周溝確認調査では、埴輪、土師器、須恵器等が出土した。

修復整備にあたっては、後円部に自生するクスノキは現況保存とし、前方部は高さが不明のため、平面形をもとに一部復原した。

第29図　虚空蔵塚古墳発掘調査図

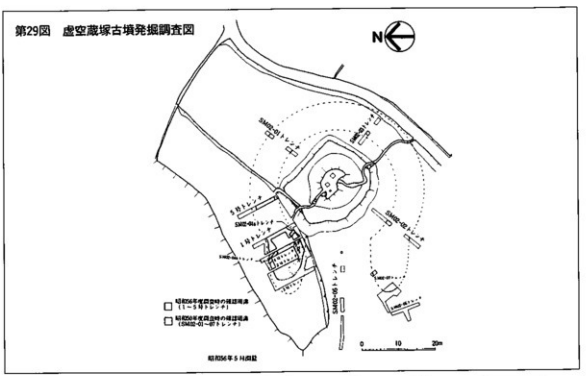

第30図　虚空蔵塚古墳整備平面図

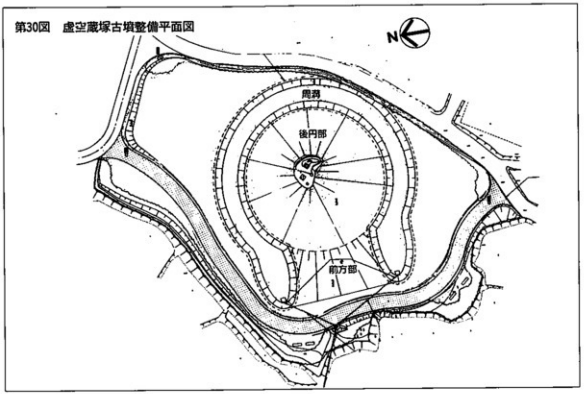

写真30　虚空蔵塚古墳整備後全景

第６節　塚坊主古墳整備事業

塚坊主古墳は、昭和23年の京都大学による発掘調査で石屋形内部に装飾文様が描かれていることが確認されていたが、文様の詳細な写真や図面はなく、その内容については謎となっていた。

また、整備前の墳丘は、耕作等により三日月形に削り取られ、約８分の１程度しか残っていなかったが、昭和50年の菊水町教育委員会による確認調査及び整備前の県教育委員会の発掘調査により古墳の概要を把握することができた。

墳丘は、全長43.3m、後円部直径29.6m、前方部幅20m の前方後円墳で内部主体は、南に開口部を持つ複室の横穴式石室である。

後室奥壁に沿って寄棟の屋根を持つ石屋形が設けられており、石屋形奥壁と左右側壁に装飾文様が描かれている。

装飾文様は、連続三角文を主体に菱形文や円文を配置し、チブサン古墳の文様と酷似している。

遺物は、古墳時代のものとして装身具・馬具・武具類・須恵器等が、また中世のものとして火葬骨・青磁片等が出土したが、築造時期は６世紀初頭と推定される。

墳丘の修復整備にあたっては、宮川・門﨑氏の文献を参考に後円部の規模を検討し、復原整備することとしたが、前方部については、立体的形態が推定しにくいため、墳丘据部を復原し、自然な形で後円部にすりつけることとした。

また、石室保存、装飾文様保護及び観察・見学のため、石室保護覆屋を整備することとし、必要な空調設備等を整備した。

石室は、現存する石材の強化保存処理を行い、側壁は、高さ1.5m まで一部補足材を用いて修復した。

なお、墳丘周辺は、張芝・植栽等で環境整備を行い、石室天井石を古墳南側に展示している。

第31図　塚坊主古墳発掘調査図

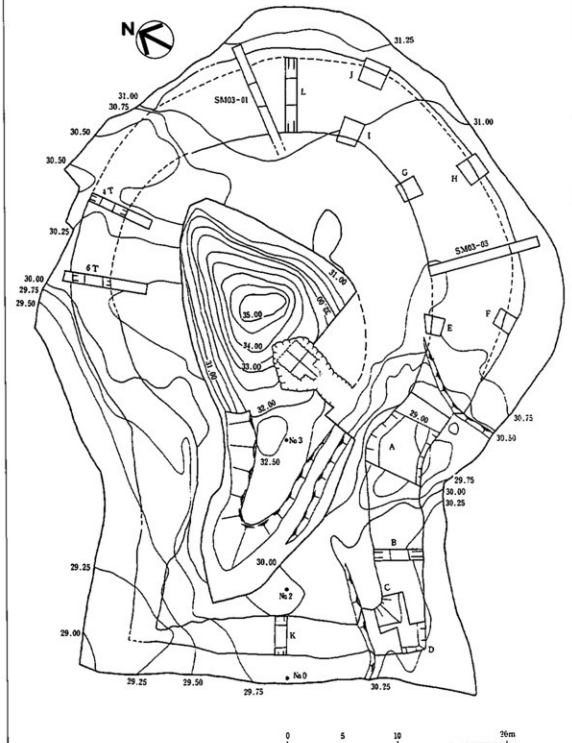

第32図　塚坊主古墳石室展開図

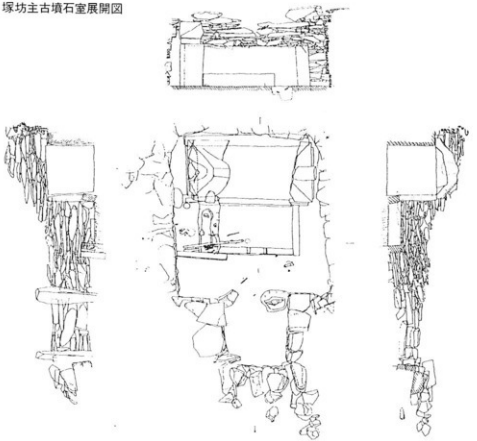

第33図　塚坊主古墳整備平面図

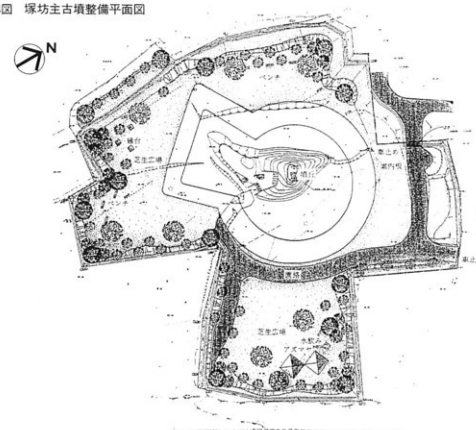

写真31　塚坊主古墳
整備後全景

写真32　塚坊主古墳
石室装飾文様

第７節　縄文のむら整備事業

肥後古代の森は、古墳群の修復整備を中心に事業を進めてきたが、若園台地には、３地区内で唯一の縄文時代の遺跡である若園貝塚が所在している。

若園貝塚は、菊池川流域の最も内陸部に位置する縄文時代中・後期の遺跡であり、貝類の大半がカキ、ハマグリ、アカガイなどの海の貝で占められている。

貝類の他には、縄文土器・石器・獣魚骨・人骨等が出土した。

事業実施にあたっては、建設省の河川改修計画との調整を図る必要があったため、建設省菊池川工事事務所と協議を重ね平成５年８月25日付けで工事施工の同意を得た。

整備にあたっては、貝塚を盛土保護するとともに、周辺部では当時の生活の様子を再現するために、縄文住居・縄文人像・縄文土器等を展示し、併せて縄文時代の植生である照葉樹林を復原することにより、「縄文のむら」として整備した。

縄文住居の復元にあたっては、同時代の六地蔵遺跡（菊陽町）を参考とし、九州造形短期大学の小西助教授の指導助言を得た。

また、石人の丘が所在する清原台地から縄文のむらへの進入路として、85ｍの吊橋（縄文橋）を架橋した。

なお、建設省菊池川工事事務所も若園貝塚の保護を図るため周辺環境と調和する多自然型護岸の整備（延長350ｍ）を実施した。

整備概要は、次のとおりである。

(1) 縄文住居復原：完全復原２棟、骨組復原１棟、平面表示３棟
(2) 石像展示：縄文人像９体、犬１体
(3) 縄文土器展示：14基
(4) 若園貝塚貝層展示：１基
(5) 吊橋①橋種：歩道橋
②構造形式：PC（プレキャストコンクリート）吊床版橋
③橋長：85m
④有効幅員：1.5～3.0m
⑤高さ：12m（川床から）

第34図　縄文のむら整備平面図

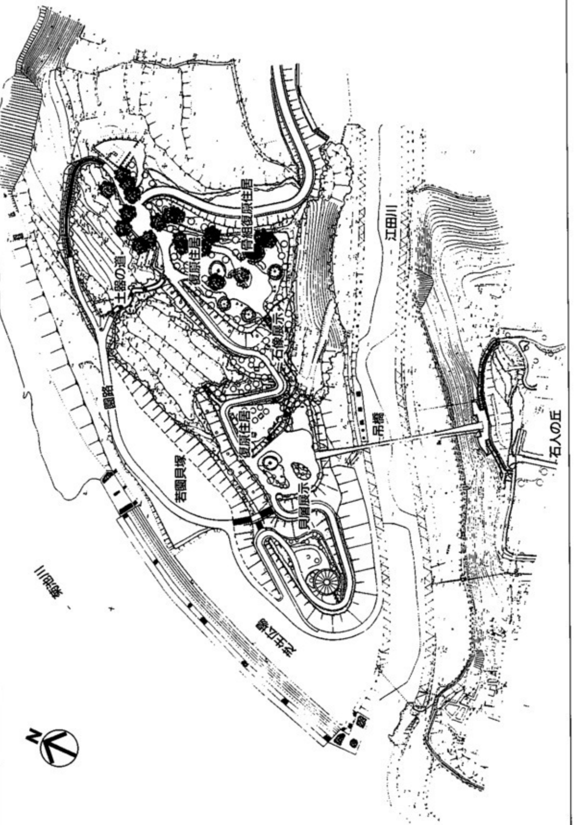

第35図　縄文のむら復原住居図

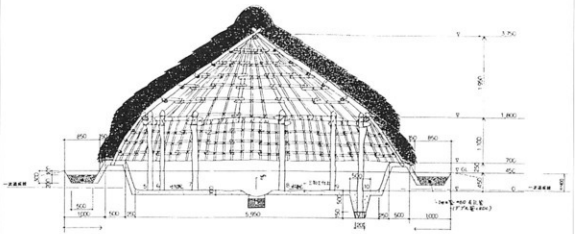

A 通 断 面 図

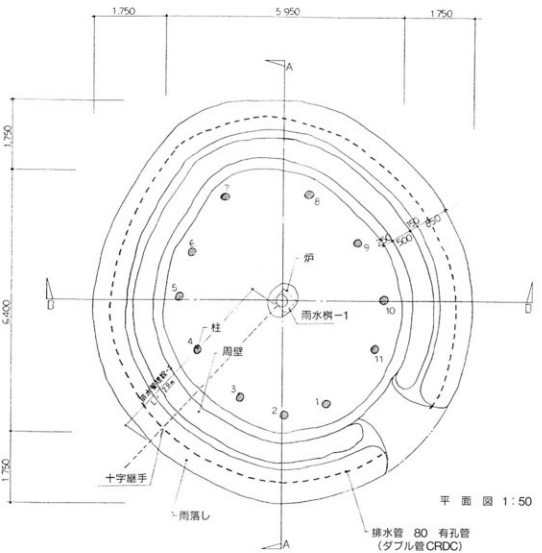

平 面 図 1:50

第36図　縄文のむら骨組復原住居図

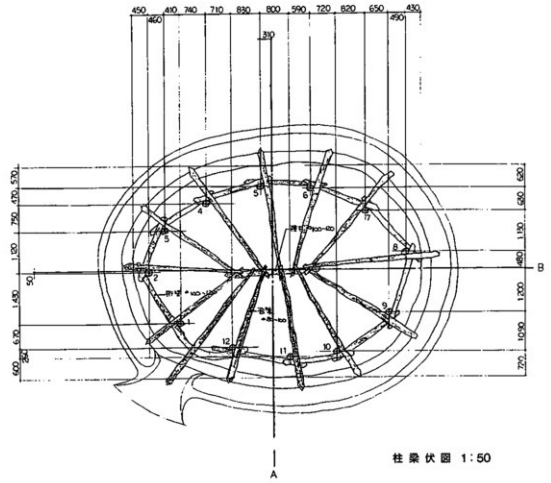

柱 梁 伏 図　1：50

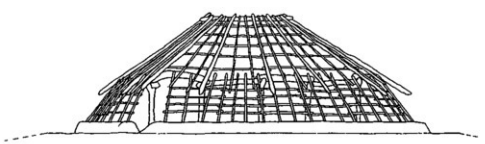

立 面 図　1：50

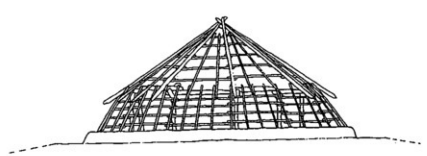

立 面 図　1：50

第37図　縄文のむら吊橋図

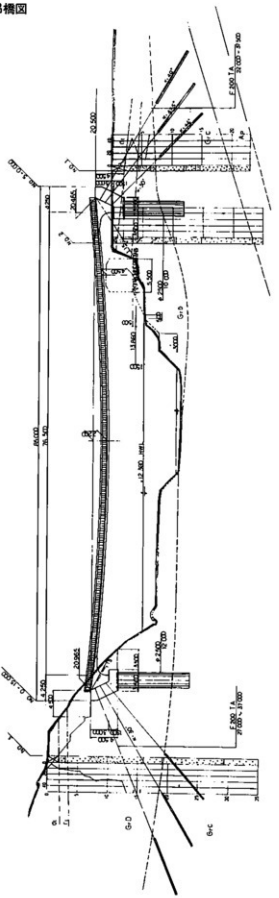

写真33　縄文のむら
（復原住居、縄文人石像）

写真34　縄文のむら
（若園貝塚貝層展示施設）

写真35　縄文のむら吊橋
（縄文橋）

第８節　環境整備事業

駐車場として、県道玉名山鹿線沿いに面積4,570㎡の駐車場（駐車台数：バス７台・乗用車55台）を整備した。

また、地区内の各遺跡を結ぶ園路（延長375m）を整備するとともに、江田船山古墳北側を菊水地区の総合解説広場として整備した。

なお、県駐車場に隣接して菊水町も駐車場を整備している。

写真36　菊水地区総合解説広場

写真37　菊水地区駐車場

第７章　肥後古代の森広域整備事業

国道３号線や県道玉名山鹿線等の主要箇所に18基の道路標識を設置した。

また、平成４年４月の装飾古墳館オープンに併せ、山鹿土木事務所・山鹿市・鹿央町により県道玉名山鹿線から装飾古墳館への取付道路整備工事が実施された。

写真38　道路標識
（国道３号線設置）

写真39　道路標識
（県道玉名・山鹿線設置）

写真40
肥後古代の森案内板

第８章　総括(まとめ)

肥後古代の森が位置する菊池川流域には、多くの古代遺跡が集中し、特に装飾古墳の宝庫として有名です。

全国的な事業である文化庁の「風土記の丘設置事業」に本県が取り組んだのは、昭和54年度からでした。当時既に宮崎県、埼玉県、島根県等では、重要遺跡が所在する地域を風土記の丘として整備していました。

本県では、昭和54年度の基礎調査により、菊池川流域が整備候補地として選定され、翌昭和55年度、現在の肥後古代の森３地区が建設候補地として決定されました。関係の地元自治体が３市町になること、また、各地区間が５㎞～15㎞と離れていること等、本県の風土記の丘は、面的にまとまって整備された他県の風土記の丘とは、大きく異なるところがありました。

昭和56～57年度の基本構想、基本計画の策定により山鹿、鹿央、菊水３地区の整備計画を検討しましたが、各地区の特色を生かしながらも、３地区を統一的な施設とするための広域的な動線や、全体的整備テーマ、各地区間の連携、中核施設の位置、性格等について、随時検討、修正を加えながら、本事業を進めてきました。

事業名称についても、本県特有のものと思いますが、まず「菊池川流域風土記の丘」、次に「古墳の森」そして最後に「肥後古代の森」と３回の変更がなされています。

また、肥後古代の森用地は、約74haとなりますが、全面買収ではないため、農業を中心とする地区内農家との調整が必要であり、このため、公有地以外の地区内私有地で開発行為を抑制するための自主規制や地区内での環境保全を図るため各地区で結成された「風土記の丘運営協議会」の発足など、地元関係者の理解と協力により本事業は、推進されてきたと考えます。

昭和58年度から用地購入に着手しましたが、各地権者におかれましては、貴重な用地を提供していただくとともに、地元の世話人の皆様には、大変お世話になりました。心からお礼申し上げます。

整備事業としては、昭和59年度、菊水地区の「石人の丘」が最初の整備でしたが、以後年次計画により事業を進め、平成６年度をもって、肥後古代の森は、一応の事業を終了いたしました。

整備にあたっては、県議会議員古閑三博氏をはじめ文化庁、東京・奈良国立文化財研究所、熊本大学ほか各大学、その他多くの皆様方の御指導、御助言を賜りました。

また、山鹿市、鹿央町、菊水町におかれましては、事業着手以来数々の御協力をいただくとともに、本県の整備事業に連携して、各種の周辺整備を進めていただきました。ここに厚くお礼を申し上げます。

今後、肥後古代の森が地元整備施設と一体的に利用されるとともに、３地区の連携により、広域的な歴史公園として、県民の皆様に親しまれ、そして、本報告書が今後の史跡整備の参考として活用されることを願ってやみません。

平成７年３月31日

熊本県教育庁文化課長　桑山　裕好

資　料　編

資料1　肥後古代の森年度別事業一覧…… 59

資料2　住民説明会資料（昭和55年度地元住民説明会配付資料）…… 61

資料3　風土記の丘運営協議会規約（地域内自然環境保全のための地元組織　昭和55年度鹿央地区事例）
…… 62

資料4　申し合せ事項（地域内の開発行為を自主規制する地元住民の申し合せ事項　昭和55年度鹿央地区事例）
…… 63

資料5　熊本県立装飾古墳館条例…… 64

資料6　熊本県立装飾古墳館条例施行規則…… 65

資料7　熊本県立装飾古墳館協議会要項…… 68

資料8　肥後古代の森館完成式典関係資料…… 69

①　式次第…… 69

②　知事式辞…… 69

③　教育委員会あいさつ…… 70

資料9　地元市町による整備事業…… 71

資料1　肥後古代の森年度別事業一覧

		昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭
山鹿地区	用地購入	古代の森 オブサン古墳地区	古代の森 オブサン古墳地区	オブサン古墳地区 駐車場	古墳の森 古代への道	古代への道	オブ ン古
	発掘調査		オブサン古墳		オブサン古墳地区 駐車場	古墳の森	古代
	整備事業			古代の森 オブサン古墳	オブサン古墳地区 駐車場	古墳の森	古代 オブ ン古
鹿央地区	用地購入		岩原横穴墓群 駐車場	岩原横穴墓群 駐車場	岩原古墳群・横穴墓群駐車場連絡遊歩道 岩原古墳群		
	発掘調査						
	整備事業			岩原横穴墓群 駐車場造成		岩原古墳群・横穴墓群駐車場連絡遊歩	岩原 駐車
菊水地区	用地購入	石人の丘	石人の丘 江田船山古墳 付替道路	虚空蔵塚古墳 付替道路 駐車場用地	江田船山古墳 虚空蔵塚古墳 塚坊主古墳	塚坊主古墳 古墳展望遊歩道	古墳
	発掘調査		石人の丘	江田船山古墳	江田船山古墳 駐車場		
	整備事業		石人の丘	旧境家住宅	駐車場		古墳

063年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度
ン・チブサ 園路				チブサン古墳及び オブサン古墳環境 整備用地		
.の道			チブサン古墳周辺			
.の道 ン・チブサ 園路			総合案内板設置	チブサン古墳周辺 環境整備	オブサン古墳周辺 トイレ改修及び古 代の森園路補修 地区案内板設置	
	岩原古墳群及び 装飾古墳館建設 用地	岩原古墳群		岩原横穴墓群等 園路 付替道路	実習棟建設用地	
	装飾古墳館 建設用地				実習棟建設用地	
穴墓群)		装飾古墳館建設 岩原古墳群	装飾古墳館建設 岩原古墳群 総合案内板設置	横山古墳復原 装飾古墳館周辺 環境整備及び屋 外トイレ建設	実習棟建設 屋外トイレ改修 付替道路	実習棟建設
連絡遊歩道	若園台地	若園台地		若園台地 石人の丘		
		塚坊主古墳		塚坊主古墳		
望遊歩道	江田船山古墳 石棺保存施設 古墳連絡遊歩道	江田船山古墳 周溝部整備	虚空蔵塚古墳 総合案内板設置	塚坊主古墳	縄文のむら うり橋建設 総合解説広場 トイレ改修及び 外灯設置 地区案内板設置	縄文のむら 総合解説広場

資料２　住民説明会資料

風土記の丘設置事業について

熊本県教育委員会

「風土記の丘」とは、昭和41年度から文化庁の提唱により全国的に設置が進められている施設で、同庁の風土記の丘設置要項では、その目的を次のように定めています。

（目的）各地方における伝統ある歴史的、風土的特性をあらわす古墳・城跡などの遺跡等が多く存在する地域の広域保存と環境整備を図り、あわせてこの地域に地方文化の所産としての歴史資料、考古資料、民俗資料を収蔵、展示するための資料館の設置等を行い、もって、これらの遺跡及び資料等の一体的な保存及び普及活用を図ることを目的とする。

即ち、私たちの祖先が築き、今日まで残されてきた郷土の文化財を進行しつつある開発から守り、保存していくためには個々の遺跡等をひとつの点として整備するのではなく、遺跡等の整備も、資料館の設置も周囲の自然環境と一体となり総合的見地から保存整備し、活用していこうというものです。

既に全国では宮崎県、岡山県等９県でオープンし、その他数県において建設中又は計画の段階にはいっております。

熊本県においても昭和54年度、風土記の丘設置のため遺跡の分布状況、整備状況等基礎調査を実施した結果、菊池川流域に風土記の丘を設置することとし、さらに同流域において遺跡等のまとまりのある山鹿市、鹿央町、菊水町において今後具体的候補地を選定するための調査を実施することといたしました。

昭和55年現在、熊本県に122基存在する装飾古墳は、全国の約半数を占め、貴重な文化遺産であるばかりでなく、考古学的あるいは美術的にも高く評価されているものであり、そのうち過半数が菊池川流域に集中し、同流域は装飾古墳の密集地帯となっています。

県教育委員会では、関係教育委員会と連携のうえこれらの装飾古墳及び江田船山古墳、岩原古墳を中心とし、前記３市町において具体的候補地を選定するための調査を本年度実施したいと考えております。

風土記の丘の用地は文化庁の設置要項により自然環境を保った地域で基準面積16万５千㎡以上、原則として公有化により確保することとされおりますが、公有化できない用地についても自然環境保全のため土地利用の規制措置が必要とされており、このため他県においては都市計画法、都市公園法、自然公園法等適用し必要な措置を講じております。

本県においても現状の自然環境保全のため例えば自然公園法を適用する等なんらかの措置が必要であろうと考えておりますが、ただ、法律、条例等による規制でなく、住民自治による保全等の行われている県もあり、これらは最も望ましいものと考えられます。

いずれの場合においても最も重要なことは文化財保護に対する皆様方の熱意であり、今後、土地の公有化、土地利用の規制等具体的に解決すべき事項が生じてくると思いますが、皆様方と共にすばらしい風土記の丘を設置して行きたいと思います。

当面の事務としては、候補地を選定する前段階としての現地調査を実施し、土地の利用状況、遺跡等の分布状況を検討のうえ線引案を作成し、再度関係の皆様方と協議したいと考えております。

最後に、風土記の丘設置事業は、保護の目的とする文化財が代替性のないかけがえのないものであること、また対象面積が広大なものとなること等から土地所有者並びに住民の皆様方の御理解なくしては実現できないものであり当面の現地調査、候補地選定のための協議、その後年次計画による風土記の丘設置について関係の皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

資料3

鹿央町風土記の丘運営協議会規約

（名　称）

第１条　本会は、鹿央町風土記の丘運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目　的）

第２条　協議会は、風土記の丘指定地域内の自然環境の保全を図ることを目的とする。

（事　業）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1)　指定地域の保存管理に関する事業

(2)　自然環境の保全に係る諸問題の協議解決に関すること。

(3)　その他必要事項

（事務局）

第４条　協議会の事務局は、鹿央町教育委員会事務局内に置く。

（組　織）

第５条　協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1)　指定地域内の土地所有者・区長・副区長・及び評議員。

(2)　地区の議会議員及び農業委員・鹿央町教育委員会。

第６条　協議会に委員を置く。

２　委員は、会務の運営にあたる。

第７条　協議会の委員は、次に掲げるものをもって組織する。

区長・副区長・区評議員・地区議会議員・地区農業委員・町教育委員会代表者。

（役　員）

第８条　協議会に、次の役員を置く。

(1)会長（１名）、副会長（２名）

(2)会長及び副会長は、委員の互選とし総会の承認をうける。

(3)会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(4)副会長は、会長を補佐し会長事故ある時は、会長の職務を代理する。

第９条　協議会の事務を処理するため書記を１名置き、会長がこれを委嘱する。

２　書記は、会長の命をうけ事務に従事する。

第10条　役員の任期は、２ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

（会　議）

第11条　会議は、総会及び委員会とし会長が召集する。

２　総会は、毎年１回開催し、重要事項の承認をうける。

但し、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

３　委員会は、随時に開催し、議案を審議し解決する。

４　会議は、半数以上の出席をもって成立し、議事は過半数以上の同意によって決する。

可否同数のときは、議長の決するところによる。

附　則　この規約は、昭和56年１月10日より施行する。

資料4

鹿央地区申し合せ事項

風土記の丘指定地内の土地所有者は、風土記の丘の趣旨を理解し、指定地内の自然環境保全のため、下記事項については原則として行わないものとする。

記

1　住宅の造成
2　建造物、その他の工作物の設置
3　木竹の伐採（但し、造林等に係る伐採を除く）
4　鉱物及び土石等の採取
5　公告物の設置
　但し、次に掲げる軽易な行為は除く
ア　農業・林業用に必要な工作物の設置
イ　農業・林業用排水施設の設置
ウ　道路の設置及び改良により現状に著しい変更を及ぼさないもの
エ　信号機・防護柵・土留擁壁・その他交通の安全を確保するために必要な施設の設置
オ　水道管・下水道管等の埋設
カ　設置期間が短期間である仮設工作物の設置
キ　森林の保育又は電線路の維持のため必要な木竹の間伐等
ク　土地の形状を変更する恐れのない範囲内での鉱物掘採及び土石等の採取
ケ　非常災害のため、必要な応急措置として行う行為
コ　他の法令等の規定による必要な施設の設置
サ　その他指定地域内の自然環境を阻害するおそれのない軽易な行為

資料5

熊本県立装飾古墳館条例

（平成３年12月21日　条例第55号）

最終改正　平成５年３月26日条例第42号

（設　置）

第１条　古代文化に関する県民の知識を深め、もって県民の文化の発展に寄与するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、熊本県立装飾古墳館（以下「装飾古墳館」という。）を鹿本郡鹿央町に設置する。

（業　務）

第２条　装飾古墳館は、次に掲げる業務を行う。

１　装飾古墳に関する資料その他古代文化に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保存及び展示

２　資料の専門的な調査研究

３　資料に関する知識の普及啓発

４　その他装飾古墳館設置の目的を達成するために必要な業務

（職　員）

第３条　装飾古墳館に、館長及び必要な職員を置く。

（観覧料）

第４条　装飾古墳館が平常的に展示する資料を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納めなければならない。

２　装飾古墳館が特別に展示する資料を観覧しようとする者は、前項の規定にかかわらず、知事が別に定める観覧料を納めなければならない。

（観覧料の減免等）

第５条　知事は、特別な理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

２　既納の観覧料は、返還しない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（雑　則）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。ただし、観覧料の徴収に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則　（略）

別表（第４条関係）

区　分	個人（１人１回）	団体(20人以上・１人１回)
一　般　人	400円	280円
大　学　生	250円	180円

備考

１　「一般人」とは、満15歳以上の者であって、大学生並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者以外のものをいう。

２　「大学生」とは、大学の学生及びこれに準ずる者をいう。

資料6

熊本県立装飾古墳館条例施行規則

（平成3年12月21日　教育委員会規則第20号）

（趣　旨）

第1条　この規則は、熊本県立装飾古墳館条例（平成3年熊本県条例第55号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組　織）

第2条　熊本県立装飾古墳館（以下「装飾古墳館」という。）に総務課及び学芸課を置く。

（分掌事務）

第3条　各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

1　公印の管守に関すること。

2　職員の人事、給与、服務及び福利厚生に関すること。

3　文書に関すること。

4　予算及び経理に関すること。

5　装飾古墳館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

6　学芸課及び関係機関との連絡調整に関すること。

7　その他学芸課の所掌に属しない事項に関すること。

学芸課

1　装飾古墳に関する資料その他古代文化に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保存及び展示に関すること。

2　資料の専門的な調査研究に関すること。

3　企画展、体験学習及び講演会等の実施に関すること。

4　資料に関する知識の普及啓発に関すること。

5　前2号に掲げるもののほか、装飾古墳館事業の普及及び広報に関すること。

6　その他装飾古墳館の事業についての専門的事項に関すること。

（職員の職）

第4条　吏員担当の職として役付職員の職、一般職員の職及び専門的職員の職を置く。

2　役付職員の職及び一般職員の職は第1表に、専門的職員の職は第2表に掲げるものとする。

第1表

役付職員の職	一般職員の職
館長	主任主事
副館長	主事
主幹	
課長	
参事	

第２表

専門的職員の職（一般職員に相当する職）
主任学芸員
学芸員
文化財保護主事

３　館長は、非常勤とすることができる。

（職　務）

第５条　館長は、教育委員会の命を受け、装飾古墳館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

２　副館長は、館長を補佐する。

３　主幹は、特命の担任事務を処理する。

４　課長は、上司の命を受け、課に関する事務を掌理する。

５　参事は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

６　専門的職員の職にある職員は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

７　一般職員の職にある職員は、上司の命を受け、担任事務に従事する。

（専決事項）

第６条　館長の専決事項は、次のとおりとする。

１　職員の服務に関すること。

２　職員の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。ただし、館長の県外旅行については、教育長の承認を受けなければならない。

３　職員の時間外勤務命令に関すること。

４　所属職員の分担事務の決定に関すること。

５　職員の扶養親族及び児童手当の認定並びに通勤手当及び住宅手当の決定に関すること。

６　資料及び刊行物の作成並びにその利用に関すること。

７　熊本県情報公開条例（昭和61年熊本県条例第37号）第７条の規定による公文書の開示の請求に対する決定等に関すること。

８　熊本県情報公開条例第15条の規定による公文書の閲覧等の申出の処理に関すること。

９　前２号に定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関すること。

10　その他軽易な事項の処理に関すること。

（事務の代決）

第７条　館長に事故があるときは、副館長がその事務を代決する。

２　館長及び副館長ともに事故があるときは、館長があらかじめ指定した課長がその事務を代決する。

３　前各項の規定にかかわらず、重要又は異例に属する事項については、代決することができない。ただし、急を要する事項又はあらかじめ処理方針を示された事項についてはこの限りではない。

４　前各項の規定によって代決した事項については、速やかに館長の後閲を受けなければならない。ただし、軽易なものについてはこの限りではない。

（休館日）

第８条　装飾古墳館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

１　月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条の規定により休日とされる日に当たるときは、その翌日）

２　12月25日から翌年１月４日まで（前号に該当する日を除く。）

2　館長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、教育長の承認を得て休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（開館時間）

第９条　装飾古墳館の開館時間は、午前９時30分から午後５時までとする。ただし、午後４時30分以後は、入館することができない。

2　館長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（入館制限）

第10条　館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

1　装飾古墳館における秩序を乱し又は乱す恐れがあると認められる者

2　この規則又は係員の指示に違反した者

3　その他装飾古墳館の管理上支障があると認められる者

（遵守事項）

第11条　収蔵品等を観覧しようとする者は、館長の定める事項を守らなければならない。

（館外貸出し）

第12条　館長は、博物館等で、適当と認める者に対し、収蔵品等の館外貸出しをすることができる。

2　収蔵品等の館外貸出しを受けようとする者は、館長の承認を受けなければならない。

（貸出期間）

第13条　館外貸出期間は、30日以内とする。ただし、館長は、特に必要と認めるときは、これを延長することができる。

2　館長は、必要と認めるときは、貸出期間中であっても、収蔵品等の返還を求めることができる。

（損害賠償）

第14条　展示品及び施設等を自己の貸めに帰すべき理由により、滅失又は損傷した者は、館長の指示に従いこれを修理又は損害の賠償をしなければならない。

（協議会）

第15条　装飾古墳館に、その運営の円滑を図るため熊本県立装飾古墳館協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2　協議会は、装飾古墳館の運営に係る重要事項について協議し、館長に意見を述べる。

（防災及び警備）

第16条　館長は、年度始めに装飾古墳館の防災及び警備の計画書を作成し、教育長に届け出なければならない。

（雑　則）

第17条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は館長が定める。

附　則（略）

資料7

熊本県立装飾古墳館協議会要項

（平成5年1月25日）

第1条　熊本県立装飾古墳館条例施行規則第15条の規定により、熊本県立装飾古墳館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2条　協議会は、委員10人以内をもって組織する。

第3条　委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条　委員は再任されることができる。

第5条　委員の互選により、協議会に会長を置く。

2　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

第6条　この要項に定めのあるもののほか、協議会に関し必要な事項は、館長が定める。

資料８－①　式次第

肥後古代の森完成式

平成７年１月12日

１　開　　会
２　式　　辞　　県知事　福島譲二
３　事業経過報告　　文化課長　桑山　裕好
４　祝　　辞　　①県議会議員古閑三博
②県議会議員島津勇典
③肥後古代の森３地区代表山鹿市長中原淳
５　来賓紹介
６　県教育委員会あいさつ　　県教育委員長　田代　二也
７　閉　　会
８　ビデオ上映　　「ぼくたち菊池川古代探険トムソーヤ」

資料８－②　知事式辞

本日、ここに御来賓並びに多数の関係者の方々の御出席を得て、「肥後古代の森」完成式典を挙行できますことを心からうれしく思います。

長年にわたる整備事業の中で多くの皆様方に、ひとかたならぬ御協力をいただきました。

ここに厚くお礼申し上げます。

本県は、豊かな自然にめぐまれ、朝鮮半島や大陸にも近い地理的条件から、外国との交流も古く、わが国の古代文化形成のうえで大きな役割を果たしてきました。

このため県内には、数多くの歴史的遺産が継承されてきましたが、中でも菊池川流域には、全国一を誇る装飾古墳、巨大な双子塚古墳、謎のトンカラリン、そして鞠智城など多くの遺跡が集中し、ロマンあふれる文化財の宝庫となっております。

特に質・量とも全国一を誇る装飾古墳は、菊池川流域に全国の４分の１が集中しており、本日御出席の古閑先生の熱心な御提唱もございまして、本県では装飾古墳を中心とする広域歴史公園の整備に取り組むこととし、山鹿市・鹿央町・菊水町の３地区で事業を進めてまいりました。

昭和54年度の事業着手以来、16年という長い歳月でございましたが、古墳群の修復や周辺の環境整備により往時をしのばせる緑豊かな歴史公園が整備され、また、中核施設となる装飾古墳館の建設や実習棟の完成により、遺跡の保存活用はもとより、県民の皆様が気軽に体験・学習できるすばらしい施設が誕生したわけでございます。

この間、山鹿市・鹿央町・菊水町におかれては、本県事業の推進に当たり、さまざまな御協力をいただくとともに、周辺整備として物産館や水辺公園など数多くの施設整備を実施していただきました。

これらの施設は、肥後古代の森と一体的なものとして県民の皆様方に親しまれ、好評を得ているものであり、大きな事業成果を収めることができたものと、深く感謝申し上げます。

「人生八十年代」を迎えた今日、「物の豊かさ」だけでなく、精神的なゆとりや充実感といった「心の豊かさ」がより求められています。

身近な場所で、文化財や芸術文化に親しむ機会を持つことは、県民の皆様にとって、心の豊かさや潤いのある生活を実感できることではないでしょうか。

御当地は、豊かな歴史・文化遺産を有する地域でございます。

今後とも、魅力ある地域づくりを地域の方々と一体となって進めていくこととしておりますので、本日御出席の皆様のより一層の御支援・御協力をお願い申し上げまして、式辞といたします。

平成７年１月12日

熊本県知事　福島　譲二

資料８－③　県教育委員会あいさつ

県教育委員会を代表いたしまして、一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

このたび長年取り組んでまいりました、「肥後古代の森」が、完成し、ここに県知事をはじめ多数の御来賓・関係者の方々の御臨席をいただき完成式典を挙行できましたことは、誠に喜ばしく感謝に堪えません。

これもひとえに、御臨席の方々はもとより、地元関係者そして県民の皆様の御理解と御支援の賜と厚くお礼申し上げます。

さて、県教育委員会では、昭和54年度以来、文化庁の風土記の丘構想に基づき、重要遺跡が集中する菊池川流域の山鹿市・鹿央町・菊水町の３地区で整備事業を進めてまいりました。

この地域には、チブサン古墳や塚坊主古墳など本県が全国一を誇る装飾古墳、多数の国宝を出土し、教科書にも登場する江田船山古墳、そして築造当時の優美な姿を残し、県内最大規模の双子塚古墳などわが国を代表する重要な遺跡が残されています。

長い歴史の中で、今日まで保存されてきたこれらの文化遺産は、わが国の歴史・文化の正しい理解のため欠くことのできないものであり、また、わが国文化の向上発展の基礎となるものでございます。

このようなことから、本県では重要遺跡の広域保存と普及活用を目的として、３地区に分布する古墳群の修復整備や周辺の環境整備を進めてまいりました。

平成４年４月には、肥後古代の森の中核施設となる装飾古墳館がオープンし、多くの県民の皆様に御利用いただいております。

また、平成６年３月には、山鹿地区の整備が終了し、10月には吊橋や「縄文のむら」の完成により菊水地区も整備を終了いたしました。

更に、平成６年12月、鹿央地区でこの実習棟が竣工したことにより、無事全事業を終了することができました。

装飾古墳館のすばらしい展示施設に加え、体験実習室や集団学習室を備えた実習棟の完成により、これまで以上に県民の皆様の幅広い活用が可能となったわけでございます。

本日、めでたく肥後古代の森が完成しましたが、これもひとえに県議会をはじめ、県庁各部局、それぞれの工事を担当された各企業、そして終始御支援をいただいた山鹿市・鹿央町・菊水町更に、地元関係者など多くの皆様のお力添えの賜と心から感謝申し上げ、県教育委員会のごあいさつといたします。

平成７年１月12日

熊本県教育委員会委員長　田代　二也

資料9　地元市町による整備事業

	整備事業	整備概要
山鹿地区	山鹿市立博物館	菊池川流域に関連する考古・歴史・民俗資料を展示。 鉄筋コンクリート造2階建、延床面積681.44㎡
	山鹿市サイクリングターミナル	貸出自転車（180台）による地区内見学や宿泊（70名）ができる。 鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積1,001㎡
	民家移築復原	江戸時代の民家を移築復原し、民俗資料を展示。
	鍋田憩いの森公園	憩の広場として散策道（430m）や便益施設等を整備。
	市道整備	山鹿市立博物館からオブサン古墳地区（延長640m）。 県道玉名山鹿線から装飾古墳館への取付道路（延長280m）。
	駐車場整備	面積5,714㎡、バス3台、乗用車35台。
鹿央地区	鹿央ツインドームプラザ	鹿央町物産館。木造平屋建2棟（ふれあい館・やすらぎ館）。 ふれあい館193㎡、やすらぎ館193㎡。
	歩道橋架橋	装飾古墳館と鹿央ツインドームプラザを結ぶ延長30mの吊り橋。
	古墳公園	憩の広場として便益施設等を設置。
	ハス園	蓮池に約30種類の品種を育成栽培。
	町道整備	県道玉名山鹿線から装飾古墳館への取付道路（延長450m）。
	駐車場整備	面積2,867㎡、乗用車40台。
菊水地区	菊水町立歴史民俗資料館	先土器時代から古墳時代までの出土品や江田船山古墳出土品レプリカを展示。 鉄筋平屋建（高床式）、延床面積239㎡
	肥後民家村	民家6棟の移築復原や郷土文化保存伝習館・陶芸館・木工館等を建設。
	江田川水辺公園	カヌー館建設。（貸出カヌー29艇） 駐車場整備（面積2,100㎡、バス5台、乗用車63台）

山鹿市立博物館ほか

鹿央町物産館ほか

菊水町肥後民家村

菊水町水辺公園

肥後古代の森案内図

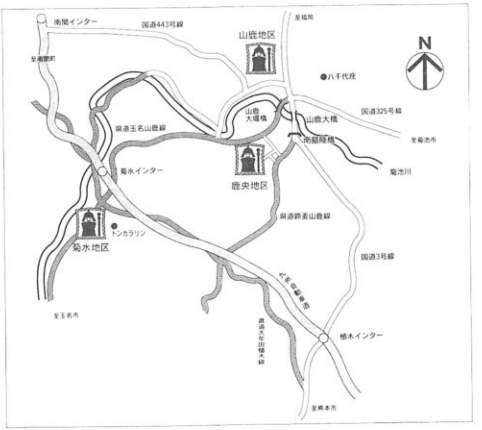

熊本県立装飾古墳館利用案内

■開館時間　午前9時30分から午後5時まで
（入館時間は4時30分まで）

■休 館 日　毎週月曜日
（当日が祝日の場合はその翌日）
年末年始
（12月25日から1月4日まで）

■交通機関　タクシー　産交バス山鹿営業所より10分
自家用車　熊本市内より約60分
菊水インターより約15分
植木インターより約15分

■各地区間の所要時間　山鹿～鹿央――10分
鹿央～菊水――15分
菊水～山鹿――20分

■観覧料

区　分	個　人	団体（20人以上）
一　般	400円	1人につき280円
大学生	250円	1人につき180円

@高等学校以下の児童・生徒は無料です。
@特別展の場合は、別途に定めます。

◎お問合せ先
TEL 0968-36-2151　FAX 0968-36-2120

※この概要のデータは、平成6年12月現在のものである。

熊本県文化財整備報告　第３集

肥後古代の森

平成７年３月31日

編集発行　熊本県教育委員会
〒862
熊本市水前寺６丁目18番１号

印　刷　印刷協業組合　サン・カラー

06 教委・教文
② 008

この電子書籍は、熊本県文化財整備報告 第 3 集を底本として作成しました。閲覧を目的としていますので、精確な図版などが必要な場合には底本から引用してください。

底本は、熊本県内の市町村教育委員会と図書館、全国の歴史博物館、考古学を教える大学、国立国会図書館などにあります。所蔵状況や利用方法は、直接、各施設にお問い合わせください。

書名：肥後古代の森
発行：熊本県立装飾古墳館
〒861-0561　熊本県山鹿市鹿央町岩原 3085 番地
電話：0968-36-2151
URL：http://kofunkan.pref.kumamoto.jp/
電子書籍制作日：西暦 2018 年 6 月 1 日